

第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)

“人と自然が共生する循環型社会の形成をめざして”

平成 28 年 3 月



はじめに

20世紀から続く大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、豊かで便利な生活を私たちにもたらしてきましたが、一方では、自然環境の破壊、地球の温暖化、大量の廃棄物の発生、資源の枯渇等、様々な環境問題を引き起こしています。



また、廃棄物を取り巻く環境は、発生量の増加、質の多様化、最終処分場の逼迫といった問題が生じており、廃棄物の発生抑制、再資源化といった環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築していく必要があります。

国は、こうした社会情勢を踏まえ、循環型社会の構築を目的として、平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、その後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法の整備を行いました。

本市においては、第一次計画となる一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を、平成19年3月に策定し、「ごみを徹底的に減らし、資源を循環させるまちをめざして」を基本理念とし、国が推進する3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組んできました。

本計画では、第一次計画における課題等を踏まえ、さらなるごみの減量化やリサイクル率の向上を目指し、大田原市環境基本計画（第二次計画）に掲げる基本方針の1つとして、「ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち」を実現させるため、新たな一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定するものです。

本計画の目標を達成させるためには、市民・事業者と協働して施策の推進に取り組み、人と自然が共生する循環型社会の形成をめざしてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきましたごみ問題検討委員会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成28年3月

大田原市長 津久井 富雄

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本的事項	3
4 地域の概況	5
第2章 ごみ処理の現況	7
第1節 処理対象ごみの区分	7
第2節 ごみ処理の流れ	8
1 ごみ処理の概要	8
2 ごみ処理のフロー	9
3 ごみ排出量の推移	10
第3節 収集運搬の現状	21
1 計画収集人口	21
3 ごみの分別区分	23
4 ごみ収集・処理体制	25
第4節 国・県におけるごみ処理施策の動向	27
第5節 ごみ処理の課題	30
第3章 ごみ処理基本計画	33
第1節 基本方針	33
第2節 計画の目標	34
第3節 計画の目標値	34
第4節 発生抑制・資源化計画	35
1 発生抑制・資源化に関する基本方針	35
2 ごみの発生抑制の推進	35
3 再使用・再生利用の推進	36
4 広報・啓発活動	38
第5節 収集・運搬計画	39
1 収集・運搬に関する基本方針	39
2 収集・運搬体制	39
第6節 中間処理・最終処分計画	42
1 中間処理・最終処分に関する基本方針	42
2 中間処理・最終処分体制	42

第7節	その他の計画	43
1	ごみ適正処理の推進	43
2	災害廃棄物対策	45
第4章	計画の推進	46
1	計画の周知	46
2	実施計画等の策定	46
3	計画の進行管理	46
4	ごみ問題検討委員会	46
資料編		47
	家庭ごみ及び事業系ごみの推移	47
	ごみ排出量の予測	48
1	予測方法	48
2	年度ごとの目標	53
	計画策定の経緯	55
	ごみ問題検討委員会	56
	用語解説	60

本文中の*印は用語解説があることを示します。

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

20世紀から続く大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、豊かで便利な生活を私たちにもたらしてきましたが、一方では、自然環境の破壊、地球の温暖化、大量の廃棄物の発生、資源の枯渇等、様々な環境問題を引き起こしています。

また、廃棄物を取り巻く環境は、発生量の増加、質の多様化、最終処分場*の逼迫といった問題が生じており、廃棄物の発生抑制、再資源化といった環境負荷の少ない持続可能な循環型社会*を構築していく必要があります。

国は、こうした社会情勢を踏まえ、循環型社会の構築を目的として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や各種リサイクル法の整備を行いました。

大田原市では、平成19年3月に「大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「第一次計画」という。）を策定し、ごみの発生抑制、資源の循環について具体的な目標値を設定するとともに、3R（リデュース*：発生抑制、リユース*：再使用、リサイクル*：再生利用）に取り組んできました。平成27年度での計画満了に伴い、今後ごみの発生抑制、再使用、再生利用に継続して取り組んでいくため、「第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）は、廃棄物処理法の第6条第1項の規定に基づき策定するもので、大田原市における一般廃棄物*の処理に関する事項を定めます。

「大田原市総合計画」や「大田原市環境基本計画」における、一般廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化そして適正処理に関する事項についての施策を具体化して定めるものです。本計画の位置付けを図1-1-1に示します。

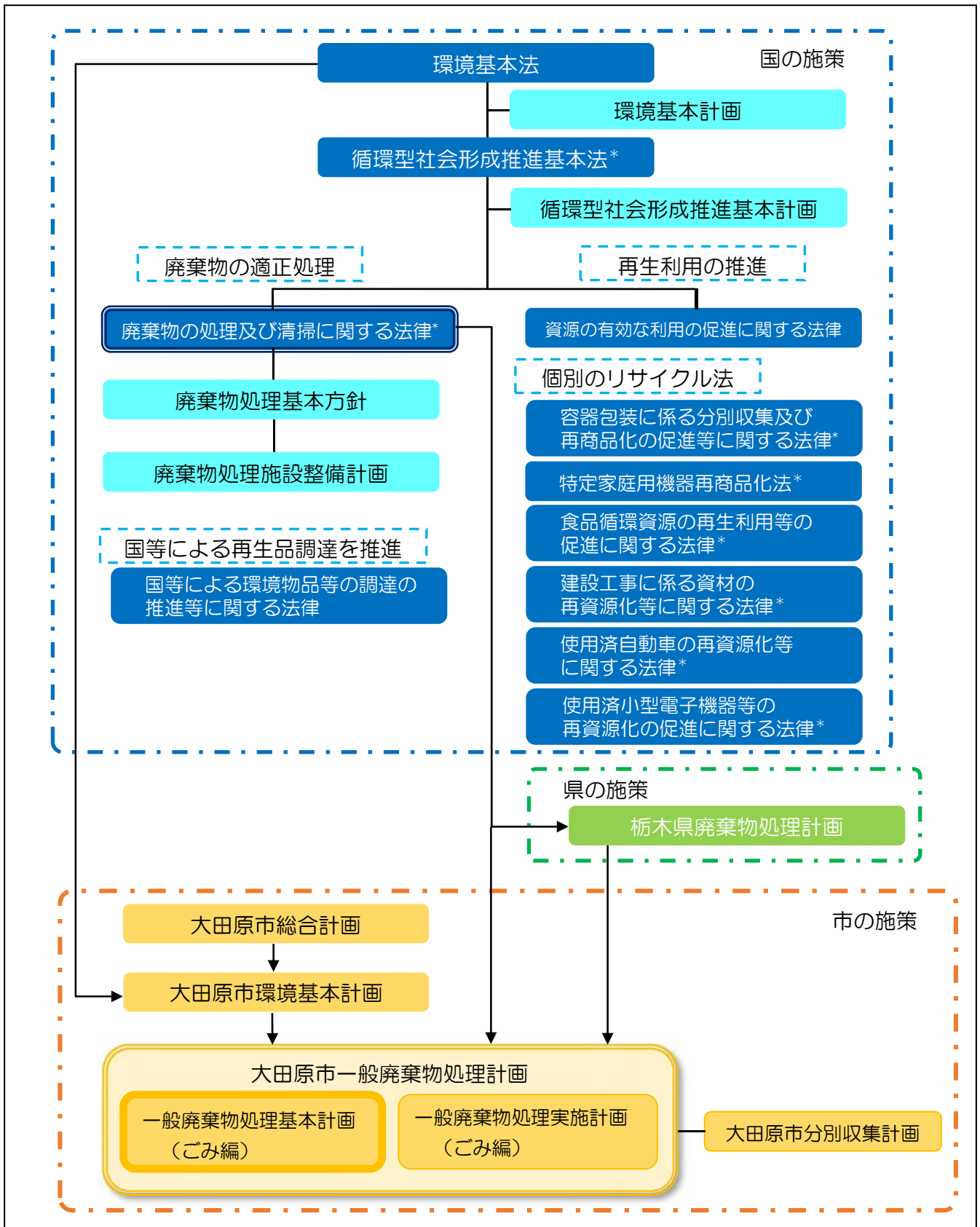


図 1-1-1 計画の位置付け

3 計画の基本的事項

(1) 対象地域

計画の対象地域は、大田原市全域とします。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）の 10 年間とし、中間年である平成 32 年度（2020 年度）には、計画の進捗状況を確認し必要に応じ見直します。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

(3) 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針を実現していくためには、市民、事業者、市が一体となり、それぞれができることを行い、相互に連携を図っていくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携のあり方を示します。

● 市民

自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、自ら積極的に行うものとします。

また、市が実施する施策に参画し協力するものとします。

● 事業者*

自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。

また、一般廃棄物と産業廃棄物*に分別するとともに、市民と同様に市が実施する施策へ積極的に参画し協力するものとします。

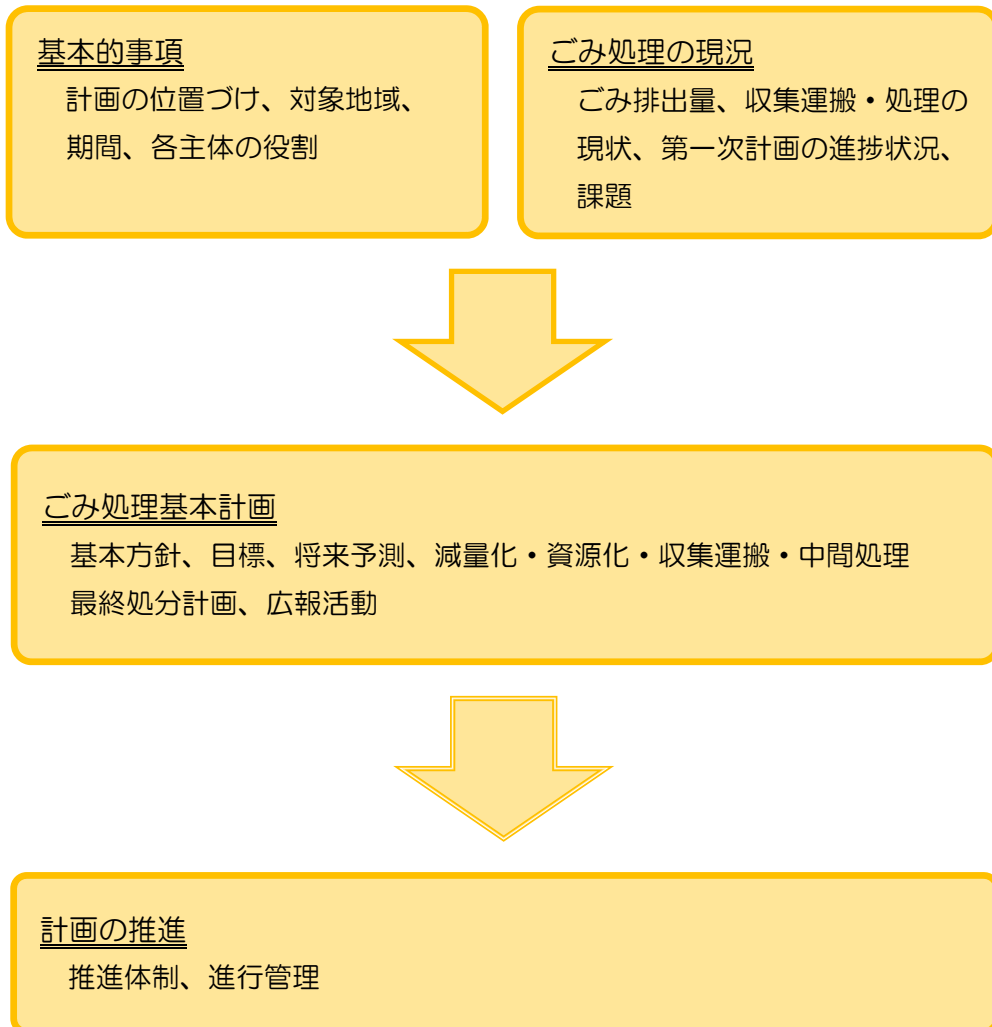
● 市

自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、市民、事業者と同様に、ごみの減量化、資源化に取り組みます。

また、ごみの減量化、資源化に向けた普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図りながら、ごみの適正な処理を行います。

(4) 計画の構成

本計画の構成は、以下のようになります。



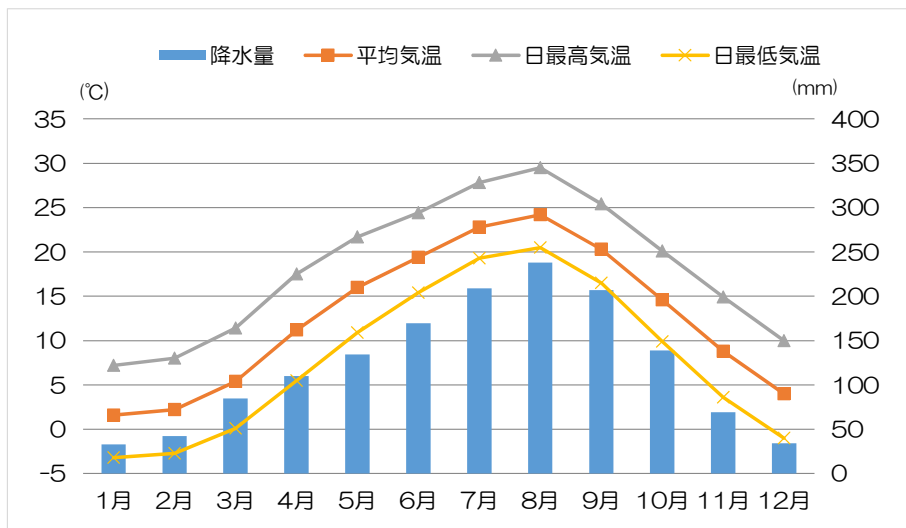
4 地域の概況

(1) 地勢

本市は、栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接しています。面積は 354.36km² で、八溝山系の豊富な森林を有し、那珂川、帯川、蛇尾川の清流が流れています。

(2) 気候

本市の気候は、夏と冬、昼間と夜間の温度差が大きい内陸性となっています。特に、冬季の降水量が少ないという特徴があります。

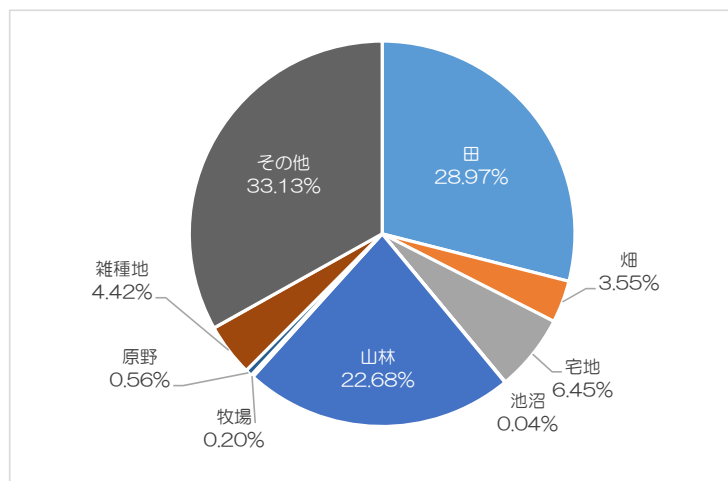


《1981年～2010年の平均気温・日最高气温・日最低气温・降水量の推移》

出典：気象庁（大田原地域気象観測所）

(3) 土地利用状況

本市の土地利用状況の割合は、田畑が約3割を占め、次いで山林となっています。

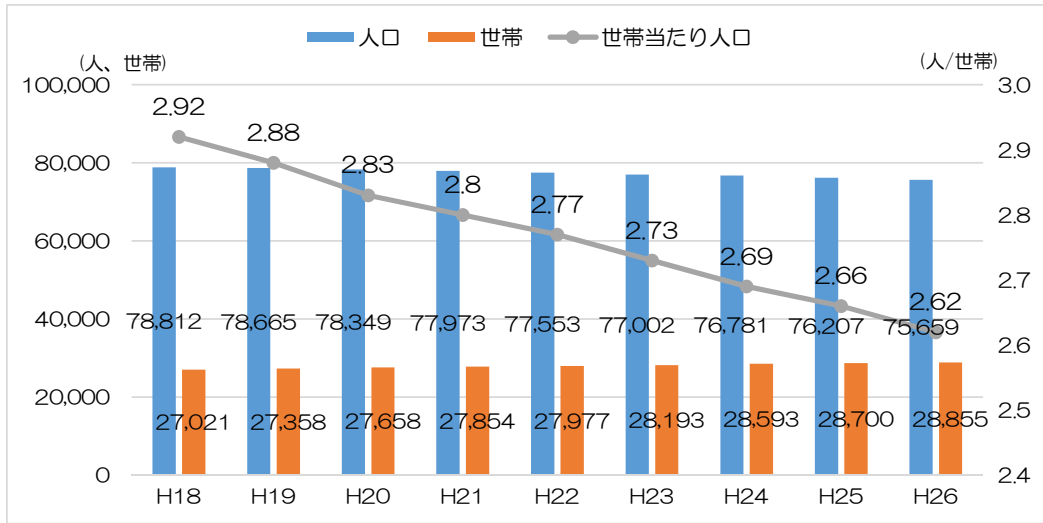


《土地利用面積の内訳》

出典：大田原市（平成27年1月1日現在）

(4) 人口

本市の人口は減少していますが、世帯数の増加により1世帯当たりの人口は減少し、核家族化が進んでいます。

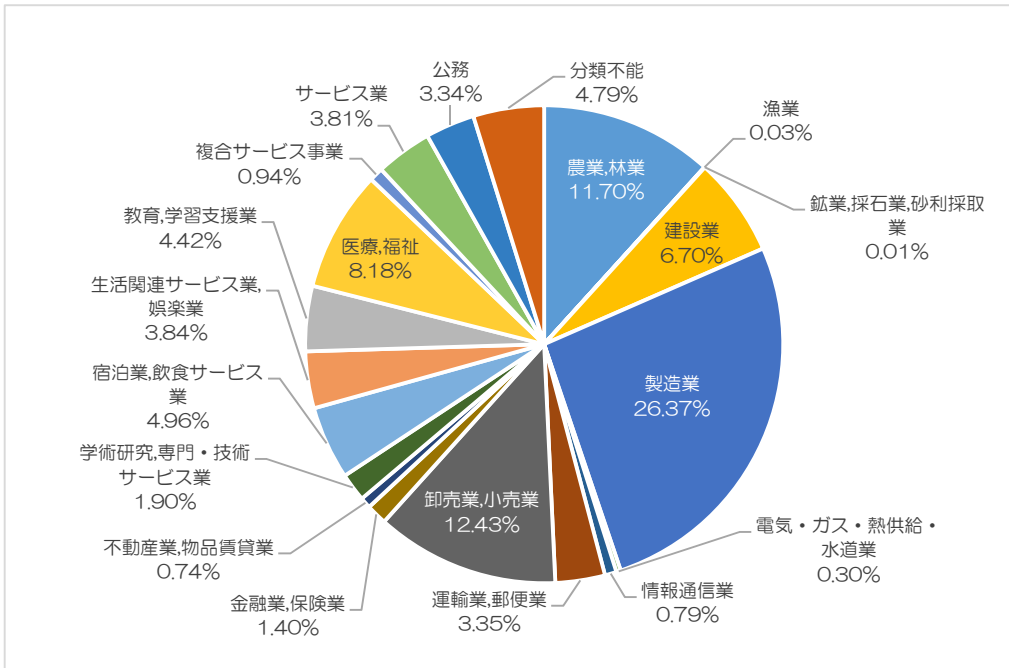


《人口・世帯数の推移》

出典：大田原市毎月人口（各年10月1日現在）

(5) 産業

本市の産業別就業者数の割合は、製造業が最も多く、次いで卸売・小売業、農業・林業となっています。



《産業別就業者数》

出典：栃木県統計書（平成22年10月1日現在）

第2章 ごみ処理の現況

第2章 ごみ処理の現況

第1節 処理対象ごみの区分

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。本計画では、市内で排出される一般廃棄物（ごみ）を対象とします。

本市の処理対象とするごみの区分を図 2-1-1 に示します。

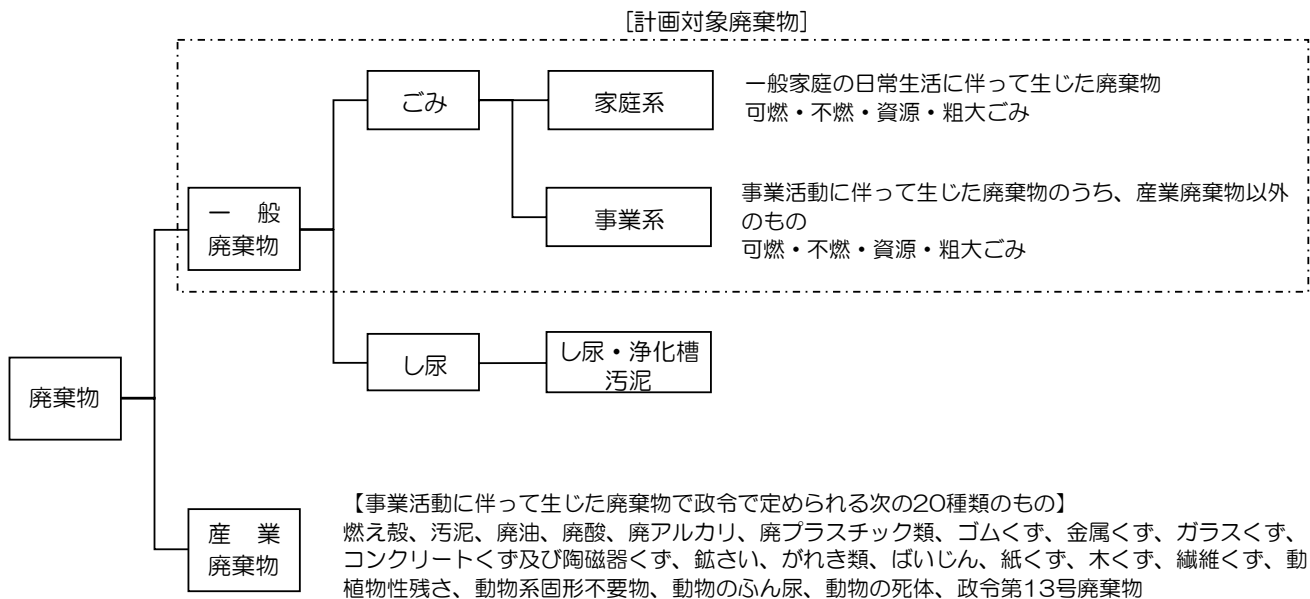


図 2-1-1 処理対象とするごみの区分



野崎工業団地

第2節 ごみ処理の流れ

1 ごみ処理の概要

市では、市が委託または許可した収集運搬許可業者が廃棄物（以下「ごみ」という。）を収集運搬しています。

収集されたごみは、那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原（中間処理施設*）及び黒羽グリーンオアシス（最終処分場）で処理を行っています。また、紙類、ビン類等の資源ごみや中間処理施設で資源として選別されたものは、民間の処理業者により再生されています。



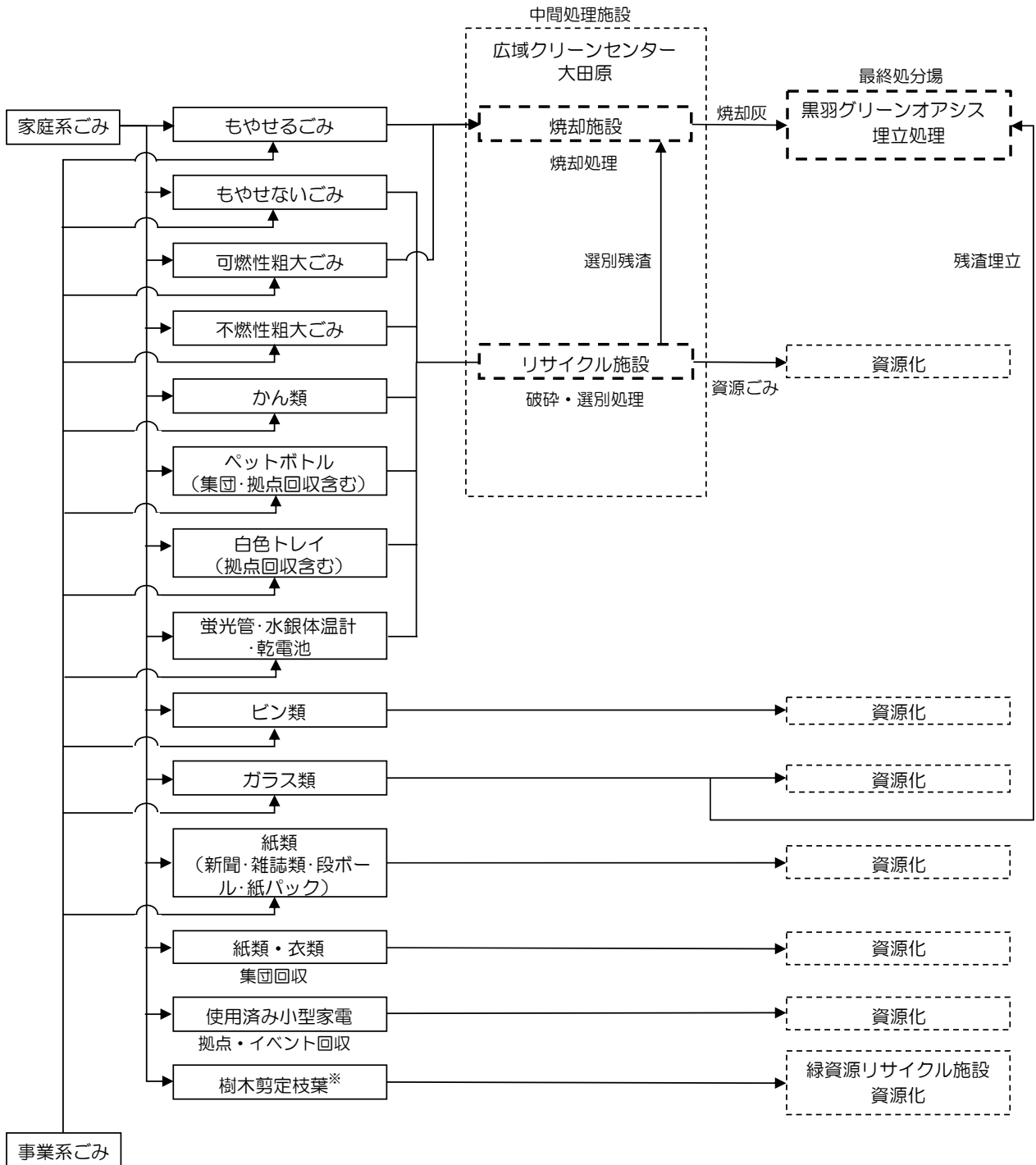
広域クリーンセンター大田原



黒羽グリーンオアシス

2 ごみ処理のフロー

本市のごみ処理の流れを図 2-2-1 に示します。



※ 通常、もやせるごみとして処理していますが、再生利用も可能です。

図 2-2-1 ごみ処理の流れ

3 ごみ排出量の推移

(1) ごみの排出量の推移

過去 10 年間のごみ排出量は、図 2-2-2 に示すように平成 23 年度が最も少なく、その後は増加傾向で推移しています。平成 23 年度は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の影響により、もやせるごみの収集が週 2 回から週 1 回となっていたため、少なくなっています。

過去 5 年間のごみの項目別、排出者別のごみ排出量の推移を、表 2-2-1 及び図 2-2-3 に示します。

表 2-2-1 に示すようにもやせるごみは、平成 22 年度よりは少なくなっていますが、横ばいで推移し、もやせないごみは増加傾向、粗大ごみ、資源ごみ、処理困難物は、減少傾向で推移しています。また、ごみの排出者別では、家庭系ごみは増加傾向、事業系ごみは減少傾向で推移しています。

ごみの排出量は、人口の減少により減少傾向となっていますが、一人 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向となっています。

一人 1 日当たりのごみ排出量の推移を図 2-2-4 に示します。

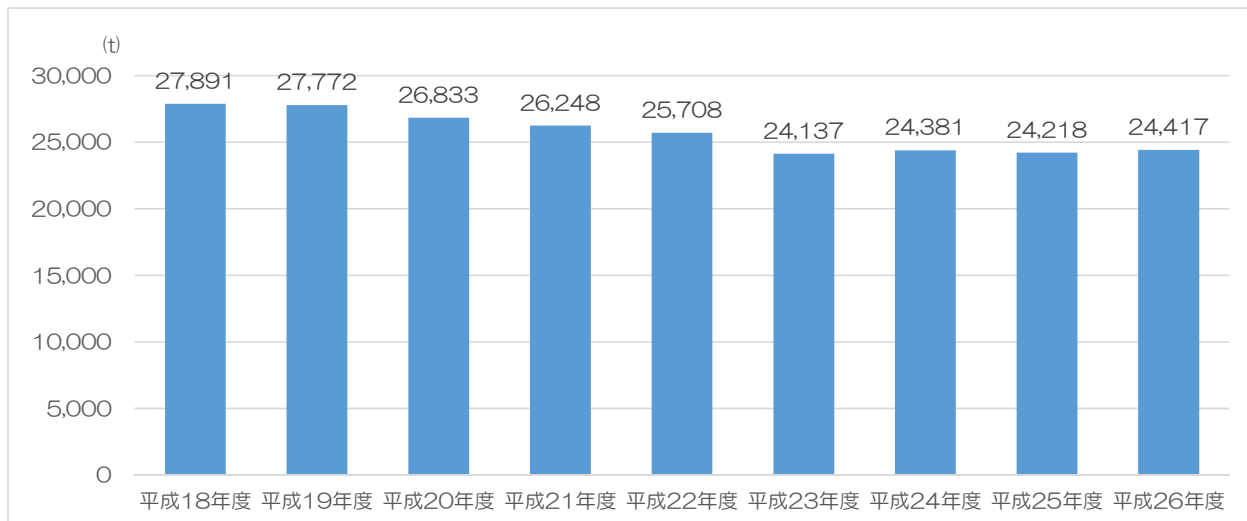


図 2-2-2 ごみ排出量の推移

表 2-2-1 ごみ排出量の推移

項目	単位	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
人口	人	77,692	77,214	76,814	76,265	75,773
ごみ排出量						
もやせるごみ	t	20,325	18,546	19,245	19,227	19,488
もやせないごみ	t	454	402	352	416	435
粗大ごみ	t	600	721	644	571	538
資源ごみ※	t	4,322	4,461	4,136	3,999	3,953
処理困難物等	t	7	7	4	5	3
計	t	25,708	24,137	24,381	24,218	24,417
うち家庭系ごみ	t	19,295	18,228	18,603	18,654	18,844
うち事業系ごみ	t	6,413	5,909	5,778	5,564	5,573
一人 1 日当たりの ごみ排出量	g/人・日	907	854	870	870	883

※ 集団回収、拠点回収を含む

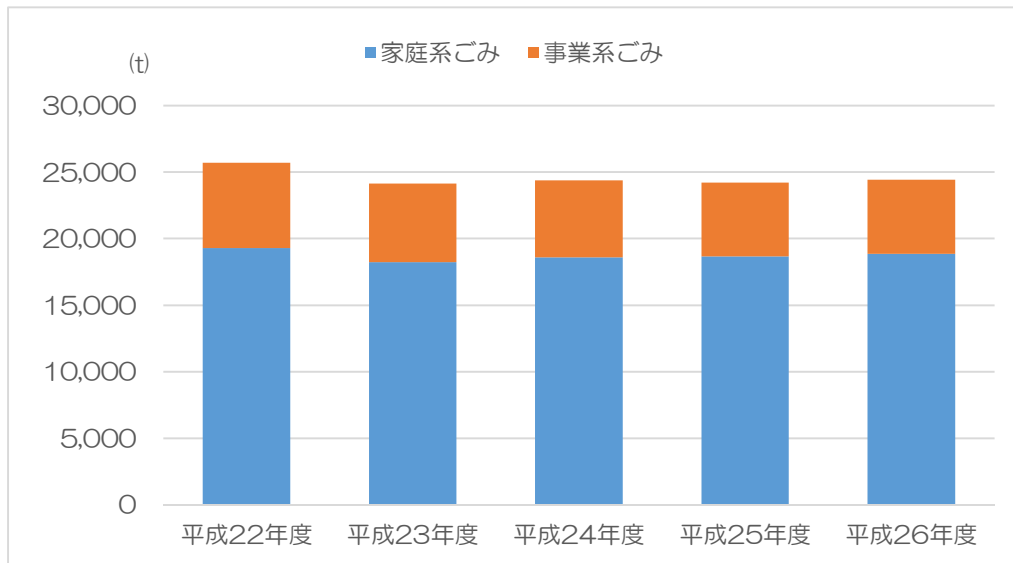


図 2-2-3 ごみ排出量の推移：排出者別

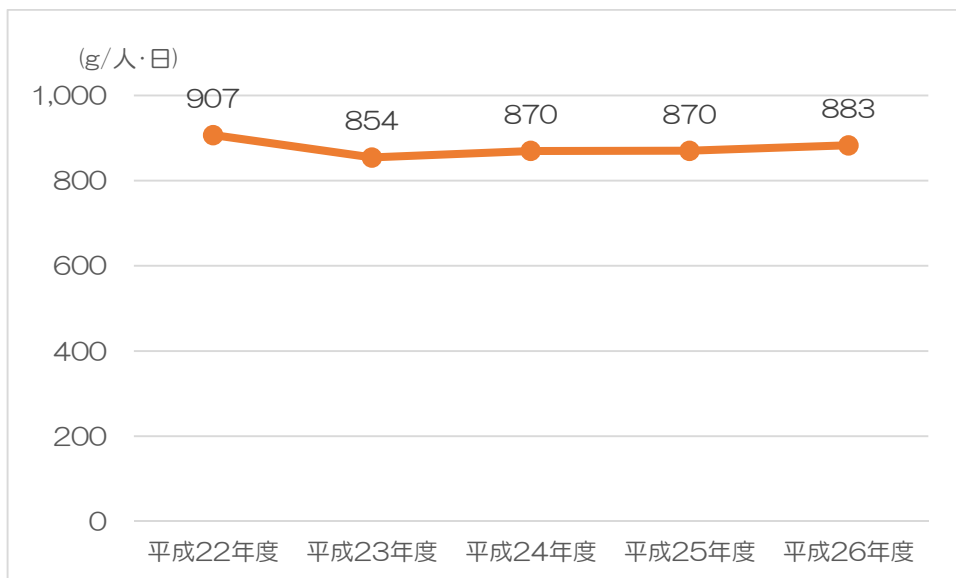


図 2-2-4 一人 1 日当たりのごみ排出量の推移

(2) 中間処理量・最終処分量の推移

焼却施設での中間処理量は、横ばいになっています。焼却処理後の灰は、熔融スラグ*を生成していましたが、現在は行っていません。

広域クリーンセンター大田原内のリサイクル施設での資源化処理量は、横ばいで推移していますが、民間施設での資源化処理量は減少しています。

最終処分量は、平成 23 年以降放射性物質の影響で熔融化を行わなくなってから増加傾向を示しています。

中間処理量及び最終処分量の推移を表 2-2-2 及び図 2-2-5 に示します。



広域クリーンセンター大田原内 もやせるごみ投入口

表 2-2-2 中間処理量及び最終処分量の推移

単位：t

			平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	
中間処理施設	焼却施設 (広域)	もやせるごみ	20,325	18,546	19,245	19,227	19,488	
		焼却残渣	1,054	1,123	996	987	973	
		焼却施設計	21,379	19,669	20,241	20,214	20,461	
		残渣	溶融スラグ	197	44	0	0	0
			焼却灰 飛灰固化物	2,705	1,564	2,618	2,500	2,571
	リサイクル施設 (広域)	資源ごみ	1,193	1,243	1,154	1,112	1,130	
	民間施設	資源ごみ	3,129	3,218	2,982	2,887	2,823	
	資源化施設計		4,322	4,461	4,136	3,999	3,953	
	民間施設	処理困難物	7	7	4	5	3	
	中間処理量計		25,708	24,137	24,381	24,218	24,417	
最終処分場 (広域)	焼却残渣		2,705	1,564	2,618	2,500	2,571	
	埋立残渣		60	39	31	29	29	
	最終処分量計		2,765	1,603	2,649	2,529	2,600	

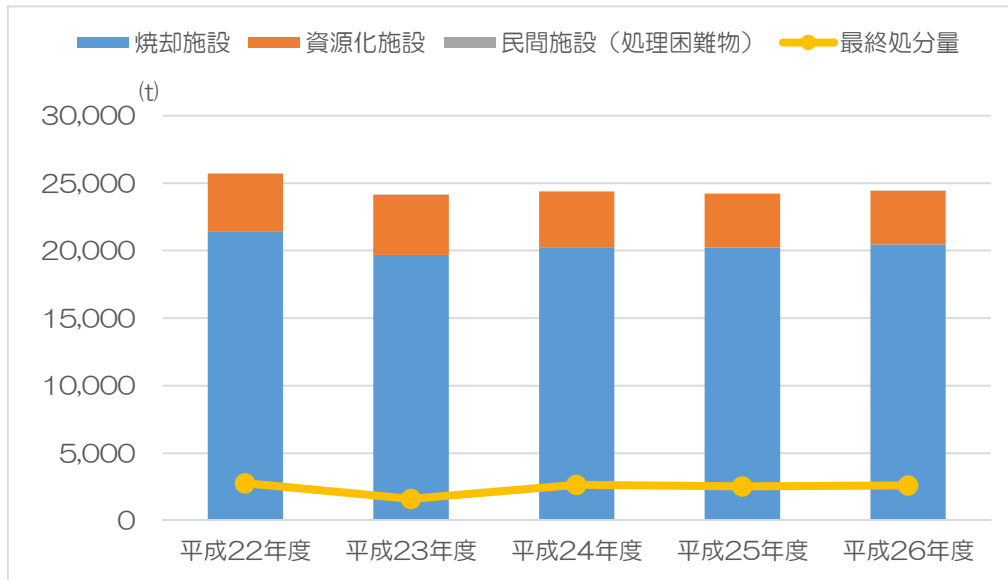


図 2-2-5 中間処理量及び最終処分量の推移

(3) 資源ごみ量の推移

資源ごみ量は、減少傾向で推移しています。特に販売店での回収が行われている新聞や、利用が少なくなっているビン類が大きく減少しています。

資源ごみ量の推移を表 2-2-3 及び図 2-2-6 に示します。

表 2-2-3 資源ごみ量の推移

単位：t

品目	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
新聞	1,177	1,154	1,058	1,032	1,015
雑誌	865	929	826	800	817
段ボール	492	515	500	492	499
紙パック	7	7	7	6	5
缶類	259	252	246	260	222
金属類	319	364	358	353	318
ペットボトル	255	257	245	220	223
白色トレイ	1	0	0	0	0
ビン類・ガラス類	902	940	856	776	748
乾電池*	21	21	21	21	17
蛍光管・水銀体温計*	17	13	12	13	12
小型電子機器等*	7	9	7	26	77
合計	4,322	4,461	4,136	3,999	3,953

※ 乾電池、蛍光管・水銀体温計、小型電子機器等は、一部が資源として利用されています。

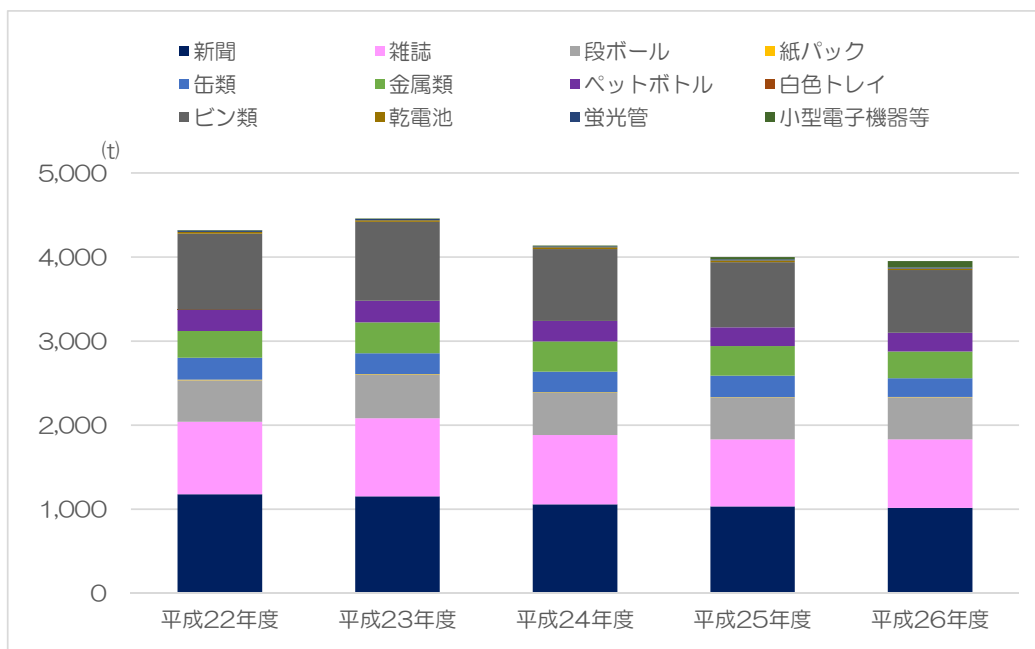


図 2-2-6 資源ごみ量の推移

● 収集及び直接搬入

資源ごみの回収方法は、地域で管理しているごみステーションに出し、市が収集する方法と広域クリーンセンター大田原及び民間の処理施設に直接持ち込む方法があります。収集量は、減少していますが、直接搬入は横ばいとなっています。

なお、直接搬入分には、集団回収と拠点回収分も含まれています。

収集量及び直接搬入量の推移を表 2-2-4 及び図 2-2-7 に示します。

表 2-2-4 ごみステーション収集量及び直接搬入量の推移

単位：t

	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
ごみステーション収集	3,230	3,301	3,181	3,035	2,859
直接搬入					
広域クリーンセンター 大田原	585	633	441	441	516
民間業者	507	527	514	523	578
小計	1,092	1,160	955	964	1,094
合 計	4,322	4,461	4,136	3,999	3,953

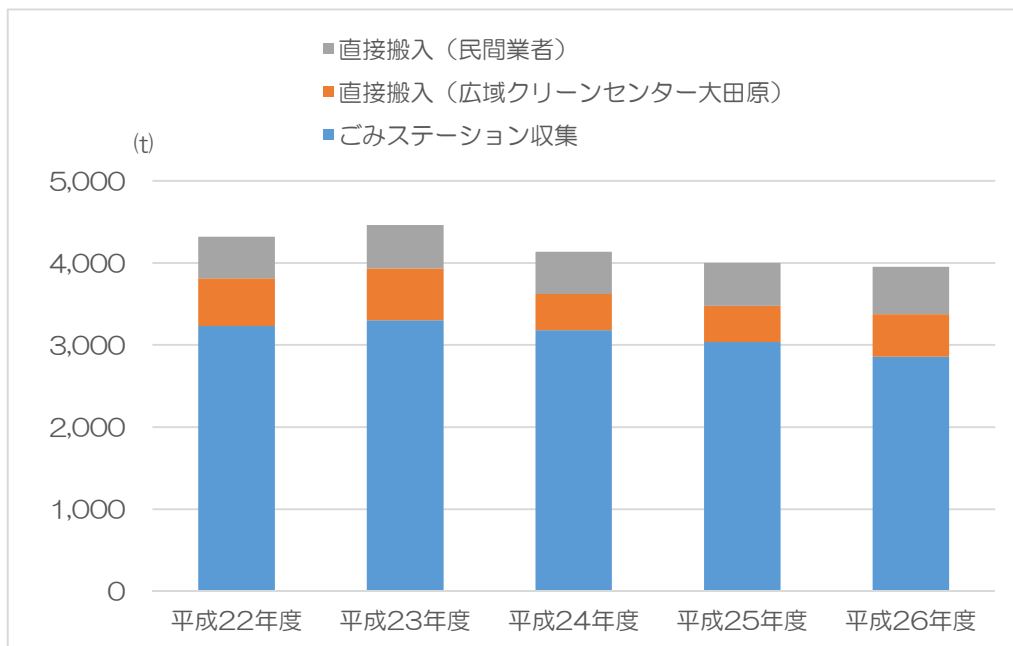


図 2-2-7 ごみステーション収集量及び直接搬入量の推移

● 集団回収

集団回収は、市内の家庭から排出されるごみのうち、資源として再生利用できる古紙及びペットボトルを対象として、市民等で構成される団体が市に登録し、回収活動を行っています。市は、回収量に応じ報償金を交付しています。集団回収の量は、増加傾向で推移しています。

集団回収量の推移を表 2-2-5 及び図 2-2-8 に示します。

なお、平成 27 年度から回収品目に古着を追加しています。

表 2-2-5 集団回収量の推移

単位：t

品 目	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
古紙	507	527	514	523	578
ペットボトル	195	210	204	199	192
合 計	702	737	718	722	770

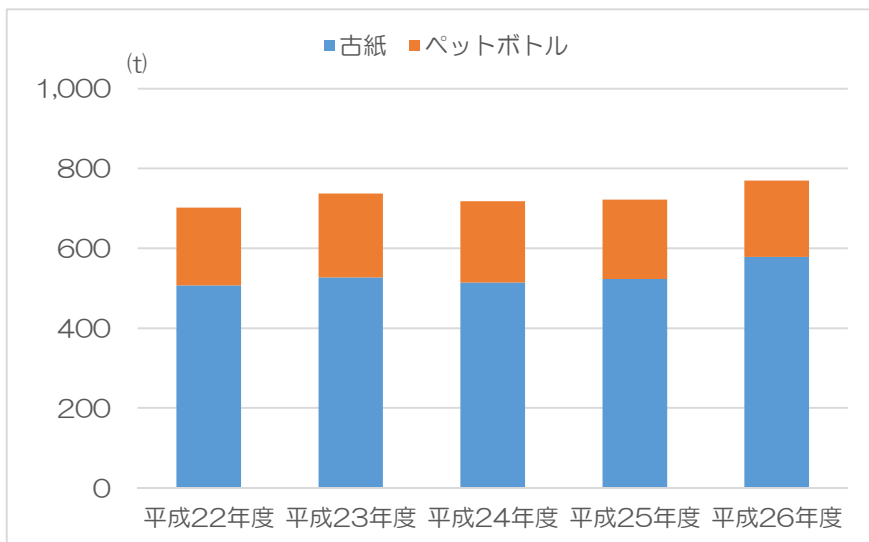


図 2-2-8 集団回収量の推移

● 拠点回収

拠点回収は、市役所等市内 24 箇所の公共施設にボックスを設置し、回収を行っています。回収量は横ばいで推移しています。

拠点回収量の推移を表 2-2-6 及び図 2-2-9 に示します。

表 2-2-6 拠点回収量の推移

	単位	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
ペットボトル	t	5.06	5.17	4.29	4.32	4.60
白色トレイ	t	0.26	0.27	0.30	0.25	0.27
合 計	t	5.32	5.44	4.59	4.57	4.87
拠点数	箇所	24	24	24	24	24

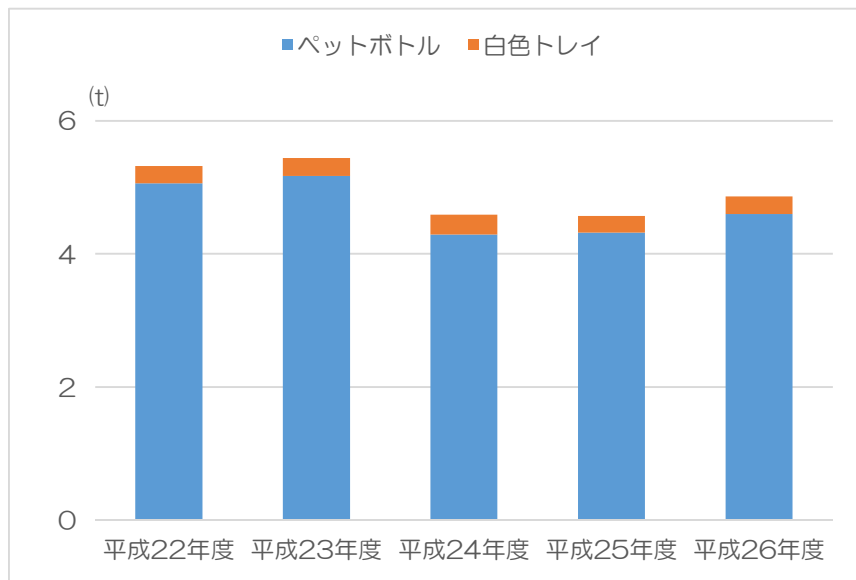


図 2-2-9 拠点回収量の推移

● 資源化率

資源化率は、平成 23 年度の 18.5%から年々低くなっています。

資源化率の推移を表 2-2-7 及び図 2-2-10 に示します。

表 2-2-7 資源化率の推移

	単位	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
ごみ排出量	t	25,708	24,137	24,381	24,218	24,417
資源化量	t	4,322	4,461	4,136	3,999	3,953
資源化率	%	16.8	18.5	17.0	16.5	16.2

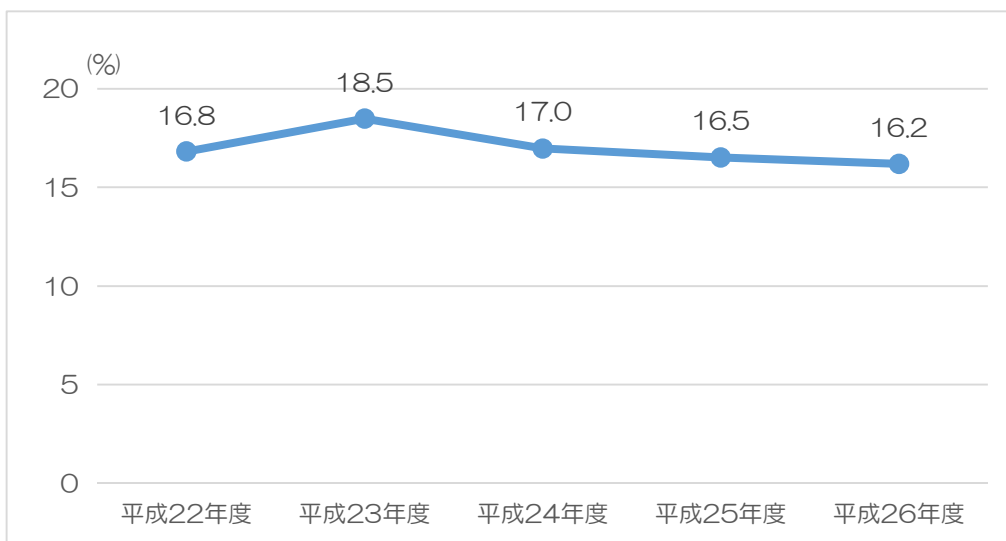


図 2-2-10 資源化率の推移

(4) 厨芥ごみ処理機器*の補助台数

厨芥ごみ処理機器の購入においては、市民に対し機械式では 30,000 円、容器式では 5,000 円を限度額として、購入価格の半額を補助しています。平成 24 年度は減少していますが、その後は増加傾向にあります。

厨芥ごみ処理機器の補助実績を表 2-2-8 及び図 2-2-11 に示します。

表 2-2-8 厨芥ごみ処理機器の補助実績

単位：基

項目	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
機械式	17	18	7	11	13
容器式	11	7	9	10	9
合計	28	25	16	21	22

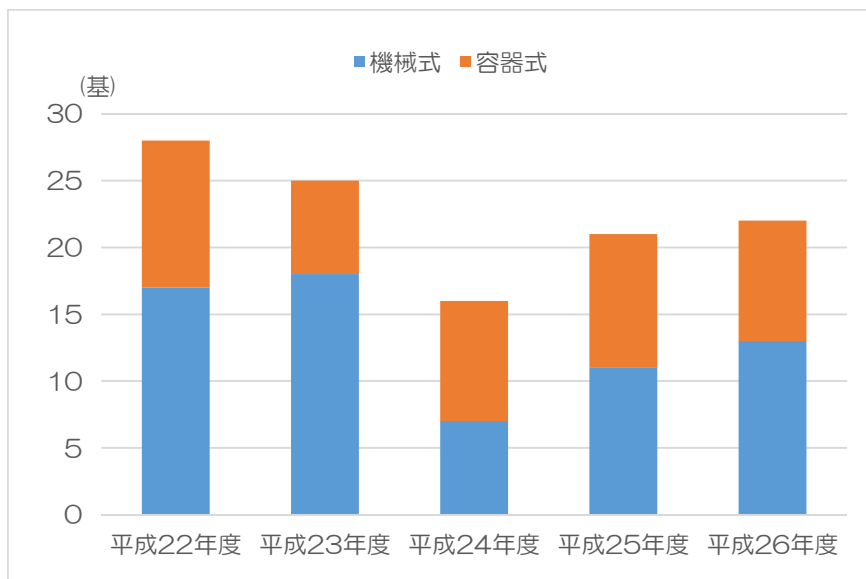


図 2-2-11 厨芥ごみ処理機器の補助実績

(5) 樹木剪定枝葉のチップ化事業

家庭から出る樹木剪定枝葉は、緑資源リサイクル施設でチップ化しています。製造されたチップは、製造現場で無料配布しています。平成 24 年度以降は、放射性物質の影響で一時稼働を休止していましたが、平成 27 年 4 月から再開しています。

チップ製造量の推移を表 2-2-9 に示します。

表 2-2-9 チップ製造量の推移

単位：kg

項目	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
チップ製造量	49,890	34,320	—	—	—

(6) ごみ質の推移

本市のごみの焼却処理を行っている広域クリーンセンター大田原のもやせるごみのごみ質の推移を表 2-2-10 に示します。

紙・布類の割合は、過去 5 年間の平均で 50%を超えています。

表 2-2-10 ごみ質の推移

		単位	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	5 年間 平均値
種類組成	紙・布類	%	52.8	55.7	56.3	59.6	46.9	54.3
	ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	%	25.2	28.2	27.2	27.4	35.9	28.8
	木、竹、わら類	%	7.5	3.9	2.0	4.3	5.6	4.66
	厨芥類	%	8.8	6.0	10.8	6.2	9.5	8.26
	不燃物類	%	2.4	3.3	1.2	0.1	0.8	1.56
	その他	%	3.3	2.9	2.5	2.4	1.3	2.48
単位容積重量		kg/m ³	245	255	297	218	208	244.6
三成分	水分	%	47.8	48.7	55.4	50.5	40.9	48.66
	灰分	%	6.2	6.6	6.0	5.0	4.5	5.66
	可燃分	%	46	44.7	38.6	44.5	54.6	45.68
低位発熱量*		kJ/kg	7,460	7,193	5,883	7,123	9,263.	7,384
		kcal/kg	1,783	1,721	1,405	1,703	2,213	1,765

第3節 収集運搬の現状

1 計画収集人口

本市では、市内全域を計画処理区域としています。計画収集人口は、減少傾向にあり、平成26年度は75,773人、世帯数は28,707世帯となっています。

計画収集人口の推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

表2-3-1 人口・世帯数の推移

	単位	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
人口	人	77,692	77,214	76,814	76,265	75,773
世帯	世帯	27,845	28,041	28,354	28,504	28,707

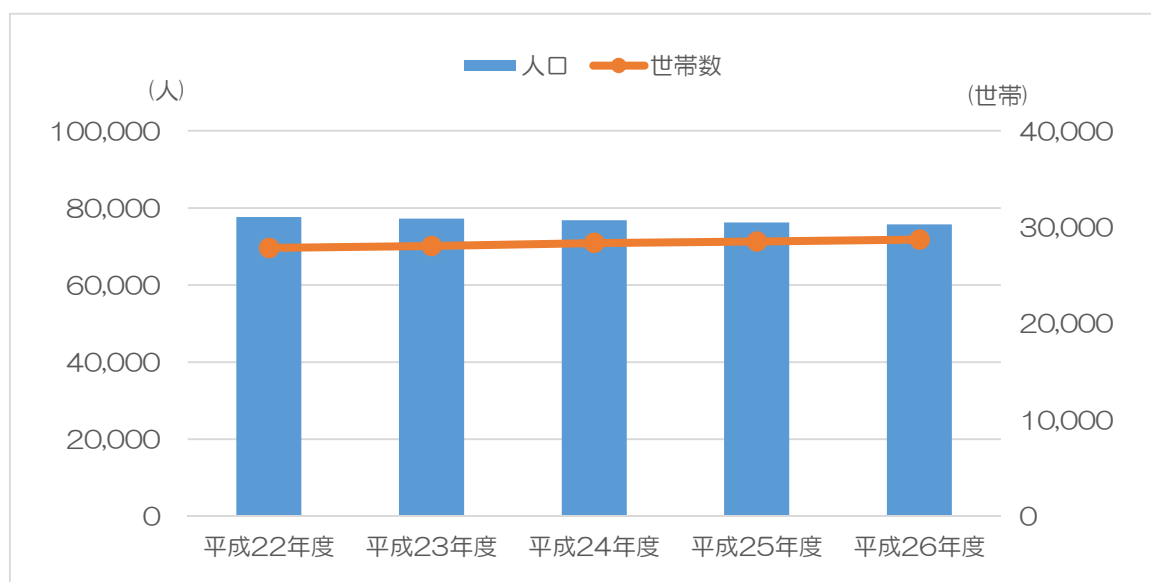


図2-3-1 人口・世帯数の推移

2 収集体制・方法

(1) 収集体制・方法

家庭系ごみは、ステーション方式により収集しており、ごみステーションに出されたごみを、市が委託した収集運搬業者が収集、運搬しています。

家庭系ごみのうち大掃除や引っ越し等での出る多量のごみや事業系ごみについては、排出者が市で許可をしている収集運搬業者に収集、運搬を依頼しているほか、広域クリーンセンター大田原へ排出者が直接持ち込んでいます。



ごみステーションの様子

(2) 収集業者

市のごみ収集は、許可業者 24 社（うち 3 社は委託業者）で行っております。

※ 許可業者 24 社のうち、12 社を限定で許可しております。

3 ごみの分別区分

本市では、4種17分別で収集しています。

ごみの分別区分、収集頻度、収集方法を表2-3-2に示します。

表2-3-2 ごみの分別区分

分別区分		収集頻度	収集方法	分別種類
資源ごみ	ビン類（3分類）	月2回	ごみステーション回収	4種17分別
	ガラス類	月2回		
	かん類	月2回		
	ペットボトル ※1.2	月2回		
	段ボール ※1	月2回		
	紙パック	月2回		
	新聞・折込みチラシ ※1	月2回		
	雑誌類 ※1	月2回		
	白色トレイ ※2	月2回		
	蛍光管	月2回		
	水銀体温計	月2回		
	乾電池	月2回		
	もやせるごみ	週2回		
もやせないごみ	月2回			
粗大ごみ	随時			
使用済み小型家電	随時	拠点回収・イベント回収		

※1 資源ごみ回収団体による集団回収も実施（回収方法は資源ごみ等回収報償金交付要綱による）

※2 委託業者による公共施設からの拠点回収も実施

本市では、指定ごみ袋制を導入しています。

指定ごみ袋の種類、規格を表2-3-3(1)に、ボランティアで道路や公園等の清掃活動を行う自治会関係者等に無料で配布される袋を表2-3-3(2)に示します。

また、指定ごみ袋については、ごみ問題検討委員会の提言を受け、平成26年度から袋の種類及び規格を見直しております。

表 2-3-3(1) 指定ごみ袋

袋の種類	規格	色	小売希望価格（税抜き）
もやせるごみ専用	45ℓ	半透明で赤文字	10枚入り 200円
	30ℓ		10枚入り 170円
	20ℓ		10枚入り 140円
かん類専用	45ℓ	薄黄で黒文字	10枚入り 200円
	30ℓ		10枚入り 170円
ガラス専用	30ℓ	薄緑で黒文字	10枚入り 170円
	20ℓ		10枚入り 140円
もやせないごみ専用	30ℓ	半透明で青文字	10枚入り 170円
ペットボトル専用	45ℓ	半透明で黒文字	10枚入り 200円
白色トレイ専用	45ℓ	半透明で茶文字	10枚入り 200円
水銀体温計	透明のビニール袋		—
乾電池	透明のビニール袋		—

※ピン類：中身を使い切り、色分けして（無色透明、茶色、その他）指定のコンテナに出す。

※蛍光管：蛍光管を買った時の箱（筒）に入れて出すか、そのまま蛍光管のみを出す。

（いずれも複数の場合はひもで縛る）

※古紙：ひもで十字に縛って出す。

※透明のビニール袋は、指定ごみ袋ではない。

表 2-3-3(2) ボランティア用指定袋

袋の種類	規格	色
可燃専用	45ℓ	半透明で赤文字
不燃専用	45ℓ	半透明で青文字



市内一斉清掃の様子

4 ごみ収集・処理体制

市が行うごみの収集運搬、中間処理、最終処分の体制は、次に示すとおりです。

(1) 収集運搬車両

収集運搬車両の状況を表 2-3-4(1)～表 2-3-4(3)に示します。

表 2-3-4(1) 収集・運搬車両：大田原東、大田原西、金田、親園、野崎、佐久山方面

用途	種別	台数	収集主体
もやせるごみ	塵芥車 (4 t)	6台	委託
段ボール			
紙パック			
ペットボトル			
ビン類	深ダンプ (4 t)	5台	委託
ガラス類			
かん類			
もやせないごみ			
蛍光管			
水銀体温計			
乾電池			
新聞			
雑誌類			
白色トレイ			

表 2-3-4(2) 収集・運搬車両：黒羽、川西、両郷、須賀川、湯津上方面

用途	種別	台数	収集主体
もやせるごみ	塵芥車 (4 t)	3台	委託
ビン類	深ダンプ (4 t)	2台	委託
ガラス類			
かん類			
もやせないごみ			
蛍光管			
水銀体温計			
乾電池			
段ボール			
紙パック			
ペットボトル			
新聞			
雑誌類			
白色トレイ			

表 2-3-4(3) 収集・運搬車両：市内全域

用途	種別	台数	収集主体
粗大ごみ	深ダンプ (4 t)	1台	市直営
	トラック (1 t)	1台	

(2) 中間処理施設

市のごみは、主に那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原で焼却、破碎等の処理がなされています。

中間処理施設の概要を表 2-3-5 に示します。

表 2-3-5 中間処理施設の概要

焼却施設	施設名	広域クリーンセンター大田原
	所在地	栃木県大田原市若草 1-1484-2
	竣工	平成 15 年 3 月
	型式	ストーカ方式
	処理能力	焼却炉：120t/日（60t/24 時間×2 炉） 灰溶融炉：19t/日（休止中）
リサイクル施設	粗大不燃ごみ	処理能力：6.2t/5 時間 粗破碎機、破碎機、磁選機、アルミ選別機
	かん類	処理能力：5.8t/5 時間 袋破機、磁選機、アルミ選別機、圧縮減容機
	ペットボトル	処理能力：1.6t/5 時間 手選別コンベア、圧縮梱包機
	白色トレイ	処理能力：0.4t/5 時間 手選別コンベア、圧縮梱包機

(3) 最終処分場

広域クリーンセンター大田原で処理されたごみ（資源化、再使用される物を除く）は、那須地区広域行政事務組合が運営する黒羽グリーンオアシスで埋立処理されています。

最終処分場の概要を表 2-3-6 に示します。

表 2-3-6 最終処分場の概要

最終処分場	施設名	黒羽グリーンオアシス
	所在地	栃木県大田原市川田 533
	竣工	平成 9 年 3 月
	埋立面積	16,010m ²
	全体容量	173,100m ³
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	セルサンドイッチ方法

第4節 国・県におけるごみ処理施策の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

第三次循環型社会形成推進計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とした3Rの推進、循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくことを定めています。

現状と課題

◇国内における3Rの進展

- ・ 3R 取組の進展、個別リサイクル法の整備により最終処分量の大幅削減が実現し循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

◇循環資源の高度利用・資源確保

- ・ 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

◇安全・安心の確保

- ・ 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

◇世界規模での取組の必要性

- ・ 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加、うち約4割はアジア地域で発生。2050年には、2010年の2倍以上となる見通し。

第三次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向

◇質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行による使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル*等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

◇国際的取組の推進

- ① アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

◇東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

取組指標

◇ 一人1日当たりのごみの排出量

平成12年度 → 平成32年度で約25%削減

◇ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成12年度 → 平成32年度で約25%削減

◇ 事業系ごみ排出量

平成12年度 → 平成32年度で約35%削減

(2) 栃木県廃棄物処理計画

栃木県廃棄物処理計画は、平成 23 年に策定され、廃棄物を取り巻く課題について 5 つのテーマを掲げ、循環型社会の形成に向け、それぞれについて課題解決のための施策を設定しています。また、計画の実行性を高めるため、県民、事業者、行政の役割を明確にしています。なお、栃木県では平成 27 年度に計画の見直しを行っています。

○廃棄物を取り巻く課題解決のための 5 つのテーマ

- ① 3R の推進……循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に関し優先順位を踏まえて推進していくことが重要
- ② 適正処理の確保……3R を推進していく中で、発生した廃棄物に関しては適正な処理体制を確保することが重要
- ③ 処理施設の適正立地……廃棄物の適正な処理体制を確保するために、県内から排出された廃棄物を処理できる施設の確保が必要
- ④ 不法投棄の抑止……廃棄物の適正処理に向けた体制整備を進めていく一方で、依然として発生している不法投棄への対応も重要
- ⑤ 県民理解の促進……前記 4 つのテーマに基づき、「廃棄物処理の適正化」が推進されることが、県民の理解を得る上で重要。同時に廃棄物処理の必要性や適正に処理されている実態を積極的に県民に示していくことが、廃棄物に関する施策等を展開する上で重要

○県民、事業者、行政の役割

① 県民の役割

- ・発生抑制に配慮した消費行動
- ・市町の分別収集への協力とリサイクル関連法への協力
- ・廃棄物処理への理解
- ・不法投棄防止への協力

② 排出事業者の役割

- ・発生抑制・再生利用に配慮した製品の製造・販売
- ・循環的利用の促進
- ・管理・処理体制の確立

③ 市町の役割

- ・一般廃棄物処理計画の策定と事業の推進
- ・一般廃棄物の発生抑制の推進と処理施設の確保
- ・廃棄物に関する知識の普及、意識啓発

④ 県の役割

- ・計画に基づく各種施策の推進

第5節 ごみ処理の課題

(1) 数値目標の達成状況

第一次計画の数値目標の達成状況を表 2-5-1 に示します。

中間目標年度である平成 22 年度は、もやせないごみで目標を達成していますが、それ以外では目標を達成していない結果となっています。

平成 26 年度の実績は、計画目標年度と比較すると、もやせないごみで目標を達成していますが、それ以外では目標を達成していない結果となっています。

表 2-5-1 目標の達成状況

		基準年度 (平成 17 年度)	中間目標年度 (平成 22 年度)	中間年度実績 (平成 22 年度)	計画目標年度 (平成 27 年度)	目標年度実績 (平成 26 年度)
ごみ排出量		77.1t/日	63.0t/日	70.4t/日	59.2t/日	66.9t/日
		976g/人・日	802g/人・日	907g/人・日	762g/人・日	883g/人・日
内	資源ごみ	14.6t/日	16.9t/日	11.8t/日	17.2t/日	10.8t/日
		185.0g/人・日	214.6g/人・日	152.4g/人・日	222.0g/人・日	142.9g/人・日
	もやせるごみ	58.8 t/日	42.7t/日	55.7t/日	38.7t/日	53.4t/日
訳	もやせないごみ	2.4t/日	2.2t/日	1.2t/日	2.1t/日	1.2t/日
	粗大ごみ	1.3t/日	1.2t/日	1.6t/日	1.2t/日	1.5t/日

(2) ごみの発生抑制

本市の一人1日当たりのごみ排出量は、平成26年度の実績を基準年度と比較すると、表2-5-1に示すように、約9.5%の削減が図られていますが、第一次計画の目標を達成していない結果となっています。

しかし、図2-5-1に示すように、一人1日当たりのごみ排出量は、国や県と比較すると低い値で推移しています。

この結果を踏まえ、今後ごみの発生抑制に向けた啓発活動や既存施策の継続に加え、新たな発生抑制の施策を検討していかなければなりません。特に、本市のごみ排出量の70%以上を家庭系ごみが占めていることから、家庭系ごみの発生抑制に向けた対策が必要となります。

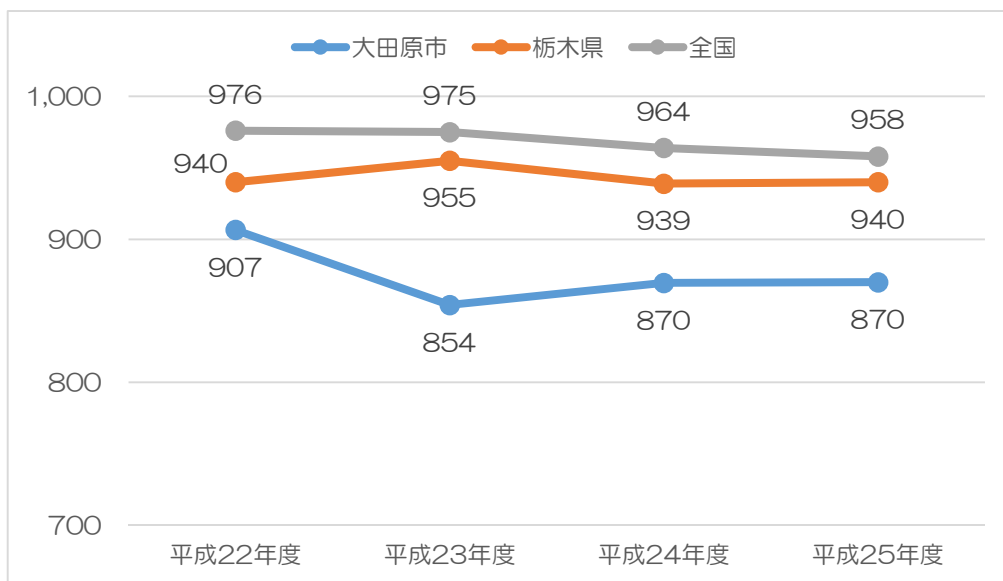


図2-5-1 一人1日当たりのごみ排出量の比較

(3) 資源化率の向上

本市の平成 26 年度の一人 1 日当たりの資源ごみ量の実績を基準年度と比較すると、表 2-5-1 に示すように約 26%少なくなっており、第一次計画の目標を達成していない結果となっています。これは、前述のごみ排出量の削減割合よりも大きくなっています。その要因の一つとして、販売店による回収が行われているためと考えられます。

また、図 2-5-2 に示すように、資源化率は国や県と比較すると、低い値で推移しています。

P20 表 2-2-10 に示すとおり、もやせるごみのごみ質分析では、紙・布類が過去 5 年間の平均で 50%以上含まれていることから、今後ごみの分別の徹底を図るとともに、分別品目の追加についても検討する必要があると考えられます。

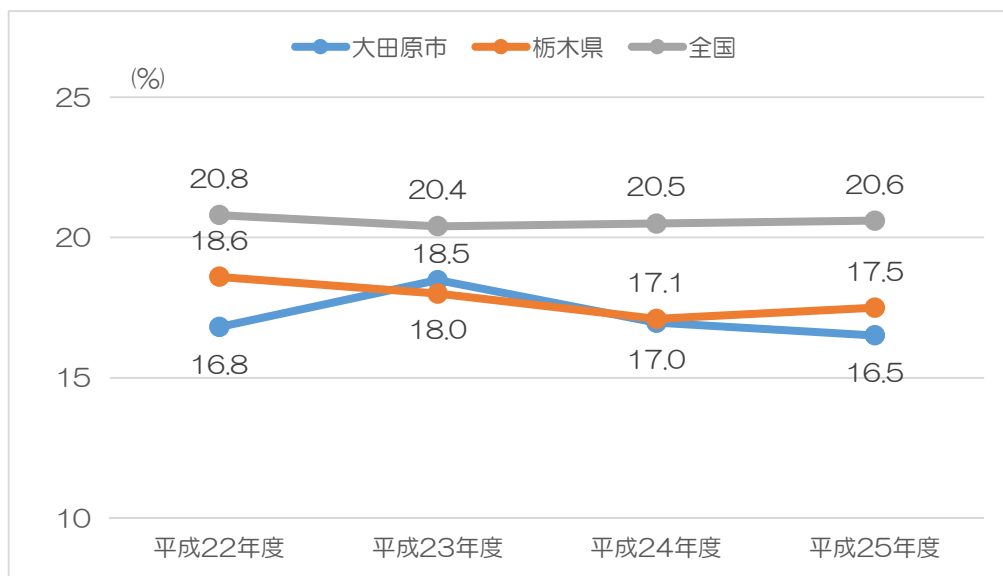


図 2-5-2 資源化率の比較

(4) 中間処理施設・最終処分場

本市のごみ処理（中間処理及び最終処分）は、那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原及び黒羽グリーンオアシスの施設で行っています。施設の適切な運営を今後も継続していくとともに、新たな施策が行われる場合には、協力していく必要があります。

最終処分場は、埋立完了が近づいていることから、新たな最終処分場の確保に向け、検討していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

人と自然が共生する循環型社会の形成をめざして

本市のかけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐため、限りある資源を有効に使い、環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向け、市民、事業者、市が協働で取り組んでいくことが必要です。ごみをなるべく出さない（リデュース）ようにし、使えるものは何度でも使い（リユース）、どうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す（リサイクル）の順にできる限り循環的な利用を行い、循環的に利用できないものについては適正な処分を行う社会を目指します。



第2節 計画の目標

循環型社会の形成に向け、ライフスタイルや経済活動の転換を図り、まず最初にできる限りごみの発生を抑制し、出してしまったごみを再使用、資源化を進め、どうしても使えないごみは適正に処分を行うことが必要となります。ごみの減量については、一人1日当たりの排出量を数値目標とし、資源化については、資源化率を数値目標として設定します。数値目標は、平成26年度（2014年度）を基準年度とし、平成32年度（2020年度）を中間年度、平成37年度（2025年度）を目標年度とします。

第3節 計画の目標値

一人1日当たりのごみ排出量は、現在のまま推移すると10年後には841g/人・日に、資源化率は、15.5%になると予測されます。

ごみの減量化に向けた取組は、すでに意識の向上も図られており大きな削減は難しいと考えられることから、一人1日当たりのごみ排出量については、平成37年度において平成26年度から5.7%、50g/人・日削減し、833g/人・日を目指します。

ごみの資源化に向けた取組は、分別の徹底などの施策の推進により意識の向上が図られており大きな増加は難しいと考えられるが、過去5ヶ年の実績を踏まえ、資源化率については、平成37年度において平成26年度から2.3ポイント増加し、18.5%を目指します。

本計画における目標値を表3-3-1に示します。

表3-3-1 数値目標

項目	単位	基準年 (平成26年度)	中間年 (平成32年度)	目標年 (平成37年度)
一人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	883	856	833
ごみ資源化率	%	16.2	17.5	18.5

50gとは・・・

卵1個分の重さです。

毎日、卵1個分のごみを減らしましょう。



第4節 発生抑制・資源化計画

1 発生抑制・資源化に関する基本方針

本市では、ものを大切にし、ごみの発生を抑制するとともに、再使用や分別による資源化を進め、焼却や埋立処分されるごみをできるだけ削減していきます。

また、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれが適切な役割分担のもとで積極的な取組を図ることを推進します。

2 ごみの発生抑制の推進

(1) マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減

マイバッグの使用を推進するため、小売業者にレジ袋の無料配布の中止の協力を求めるとともに、県や市民団体等と連携し、市民に啓発します。

(2) 生ごみの減量化の推進

市民自らが生ごみを減量するため、子どもから高齢者までの各世代に向け、食べ物を無駄にせず大切に作る心を育てる啓発を行い、食品の使い切りや無駄に買わないことなどにより生ごみの発生を抑制します。

排出する生ごみの水切りを啓発するとともに、市民を対象に行っている厨芥ごみ処理機器の助成制度を継続します。

また、生ごみを排出する事業者に対しては、市民同様に減量を求めています。

(3) リペア（修理）ショップの活用促進

壊れてしまったものは、修理しながら長く使うことを促進します。

(4) 過剰包装の抑制の促進

物を購入したことにより発生するごみを削減するため、過剰包装を望まない、行わないを市民や小売業者に対し、啓発します。

(5) 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

使い終わった容器がごみになってしまうため、詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を市民、事業者に対し啓発します。

(6) レンタルやリース制度の利用促進

一時的に必要なものは、レンタルやリース制度を利用するよう市民、事業者に対し、啓発を行います。

(7) 多量排出事業者に対する減量化の指導

多量にごみを排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

3 再使用・再生利用の推進

(1) ごみの分別の周知徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収するため、分別の徹底に向け、市民、事業者への周知を図ります。

(2) 紙類の資源化の推進

もやせるごみに含まれる紙類の分別の徹底を図ります。紙類の分別は、シュレッダーしたももの資源化が可能なことから、収集方法を検討するとともに、市民、事業者への周知を図ります。

(3) 資源ごみ集団回収の推進

市民等による団体で行われている、資源ごみの集団回収への報償金制度を継続していきます。また、活動団体数が増加するよう啓発します。

(4) 樹木剪定枝葉のチップ化事業の推進

家庭から排出される樹木剪定枝葉のチップ化事業は、平成 24 年度から放射性物質の影響で休止しておりましたが、安全性が確保されたため平成 27 年 4 月から再開しており、今後も資源としての活用を継続していきます。

(5) 古着回収の推進

古着の再使用、再生利用ルートの確保ができていることから、平成 27 年 4 月から資源ごみ集団回収の対象品目に古着を追加しています。今後は、もやせるごみとしている古着を拠点回収又はごみステーション回収できるよう検討します。

(6) 生ごみのリサイクルの検討

生ごみは、家庭での厨芥ごみ処理機器による処理の他に、大規模な施設での堆肥化、バイオマスエネルギーとしての再生利用等の活用があります。今後、民間事業者との協働を含め、市に適した活用について検討をします。

(7) 小売店での回収の推進

食品トレイ、牛乳パック等、小売店での資源ごみの回収を推進します。

(8) フリーマーケットやリサイクルショップの活用推進

不要になったものは、必要とする人の手に渡るように、フリーマーケットやリサイクルショップの活用を推進します。

(9) 再生品の利用促進

再生品の積極的な利用を促進するため、情報を発信していきます。

(10) 事業者の分別の徹底

事業系ごみを広域クリーンセンター大田原へ搬入する際、もやせるごみの中に資源ごみが含まれていることが見受けられるため、事業者に対し分別の啓発や指導の強化を図ります。

(11) 新たな資源化品目の検討

ごみの再生利用を推進するため、新たな品目の資源化を検討します。

● プラスチック類

プラスチック類は、多くの再生利用の手法が確立されています。粉碎や洗浄し他の製品の材料とするマテリアルリサイクル、化学的に処理をして原料として再生するケミカルリサイクル、熱源として利用するサーマルリサイクルの三つの手法があります。

今後、プラスチック類の再生利用に向け、収集方法や再生利用の手法について那須地区広域行政事務組合と協議し検討していきます。

● 廃食用油

廃食用油は、飼料用油脂、工業用油脂、バイオディーゼル等の活用があります。

今後、廃食用油の再生利用に向け、収集方法や再生利用の手法について検討していきます。

(12) 家電リサイクルの推進

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、再商品化を進めていくため、市民に対し啓発や処理方法の周知を行います。

(13) 小型家電リサイクルの推進

携帯電話やノート型パソコン等の使用済小型電子機器の再資源化を進めていくため、平成26年4月からボックス回収及びイベントでの回収を実施しています。

今後も継続して実施していくとともに、市民に対し啓発を行います。

4 広報・啓発活動

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進していくためには、市民、事業者、市が連携していかなければなりません。そのため、市民、事業者に対する広報や啓発活動を行っていきます。

(1) 広報活動

- ◆ 広報やホームページを活用した広報活動
- ◆ ごみ分別収集カレンダーの配布
- ◆ ごみの正しい分け方、出し方のパンフレット配布
- ◆ おおたわらクリーンナビの利用啓発
- ◆ ごみ排出量や資源化率の公表

(2) ごみ処理事業に係る媒体を用いた広報活動

- ◆ ごみステーションへのポスター貼付
- ◆ 市民や小中学生への広域クリーンセンター大田原の施設見学や施設を活用したごみに関する環境学習
- ◆ 広域クリーンセンター大田原（リサイクルプラザ）におけるリサイクル情報発信

(3) 住民参加型広報活動

- ◆ 廃油石けん作りや食材の使いきりなどのエコクッキング等、各種市民団体との協働による環境学習の実施
- ◆ 環境フォーラムやイベントによる環境学習の実施

第5節 収集・運搬計画

1 収集・運搬に関する基本方針

排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全、確実に市民サービスの充実を図りながら収集運搬していきます。また、各種リサイクル法の施行を踏まえ循環型社会の形成に向けた効率的な収集運搬体制を確立します。

2 収集・運搬体制

(1) 家庭系一般廃棄物（以下この節内では家庭系ごみを「家庭系一般廃棄物」という。）

● 収集頻度

現在の収集頻度、収集方式は表 3-5-1 に示すとおりです。今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の著しい変動及び分別品目の変更をする際には、必要に応じて見直しを検討します。

表 3-5-1 収集頻度

分別区分		収集頻度	収集方法
資源ごみ	ビン類（3分類）	月2回	ごみステーション回収
	ガラス類	月2回	
	かん類	月2回	
	ペットボトル ※1.2	月2回	
	段ボール ※1	月2回	
	紙パック	月2回	
	新聞・折込みチラシ ※1	月2回	
	雑誌類 ※1	月2回	
	白色トレイ ※2	月2回	
	蛍光管	月2回	
	水銀体温計	月2回	
	乾電池	月2回	
もやせるごみ		週2回	
もやせないごみ		月2回	
粗大ごみ		随 時	戸別回収（有料）
使用済み小型家電		随 時	拠点回収・イベント回収
古着		随 時	集団回収

※1 資源ごみ回収団体による集団回収も実施
（回収方法は資源ごみ等回収報償金交付要綱による）

※2 委託業者による公共施設からの拠点回収も実施

● 収集・運搬方式

現在の委託による収集運搬体制を継続していきます。今後も、効率的な収集、運搬の実施や市民サービスの充実を図るとともに、安全面や衛生面に配慮し、適正な収集運搬体制を確保します。

(2) 事業系一般廃棄物 (以下この節内では事業系ごみを「事業系一般廃棄物」という。)

事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と同様に4種17分別とし、ごみステーションでの収集ではなく、事業者の責任において処理を行うものとします。また、事業者に対し、分別の徹底とごみの減量、適正処理の啓発指導を行います。

(3) 特別管理一般廃棄物*

特別管理一般廃棄物については、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針等については、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

(4) 広域クリーンセンター大田原で適正処理ができないもの

タイヤやスプリング入りマットレスなど国が指定する適正処理困難物や農薬や石油類等の有害性や危険性があるもの、広域クリーンセンター大田原で適正処理が困難なものについては、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行っています。

しかし、一般廃棄物の処理責任は、市町村にあることから、今後、処理困難物の処理のあり方については、那須地区広域行政事務組合と協議し、処理方法を確立していきます。

広域クリーンセンター大田原で適正処理ができないもの

タイヤ、スプリング入りマットレスやソファ*、ピアノ、ドラム缶、瓦、農薬、石油類、耐火金庫、コンクリート片、消火器、プロパンボンベ、オートバイ等

※ スプリングとマットレス（ソファ）を取り外せば、処理可能。

(5) 一般廃棄物処理業の許可

● 収集運搬業

市の委託業者による収集運搬以外のごみの処理については、現行の体制を維持していきます。また、今後の社会情勢の変化や事業系一般廃棄物排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討を加えることとします。なお、許可を受けた業者に対しては、本計画に加え、法律を遵守し、収集運搬するよう指導を行います。

● 処分業

市のごみを処理している広域クリーンセンター大田原の施設では、リサイクルの推進が困難な食品残さなどの一般廃棄物について、処分業許可の取得による廃棄物処理が個別リサイクル法の趣旨に沿いつつ環境負荷の低減を実現する場合には、新たな許可の在り方について検討することとします。

(6) ごみステーションの適正な維持管理

ごみステーションについては、収集後や収集日以外のごみ出し等の排出ルールが守られない場所が見られるため、保健委員やごみステーション管理責任者と連携しながら指導を強化し、適正な維持管理が行われるよう支援します。

(7) 高齢化への対応

人口の減少や高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者の増加やコミュニティの活力の低下が懸念されます。こうした社会環境の変化に対応するためには、社会福祉部門の協力が極めて重要であり、今後のごみ収集のあり方については、それらを踏まえ検討していきます。

(8) 環境負荷の少ない収集運搬の推進

環境負荷を低減し、低炭素社会を構築するために、収集運搬車両に低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、収集ルートを見直すことにより業務の効率化を図るなど、エネルギー消費の削減に努めます。

第6節 中間処理・最終処分計画

1 中間処理・最終処分に関する基本方針

本市では、将来にわたりごみ処理を安全かつ衛生的に安定して継続するため、那須地区広域行政事務組合と連携し、循環型社会づくりに向けた処理システムの構築を推進します。

2 中間処理・最終処分体制

(1) 中間処理体制

● 中間処理の方法

中間処理の方法は、広域クリーンセンター大田原において、現在の処理を継続していきます。今後、新たに資源化品目が追加される場合には、中間処理の方法について検討していきます。

● 中間処理施設の整備

現在稼働している広域クリーンセンター大田原の施設の適正な維持管理に協力していきます。また、施設の長寿命化を図るため、必要な施設の更新及び改造を行うとともに、新たに発電設備を設置し、二酸化炭素削減などの環境負荷の低減を図るほか、溶融炉の更新についても、那須地区広域行政事務組合、那須町と協議し検討していきます。

(2) 最終処分体制

● 最終処分の方法

現在の黒羽グリーンオアシスでの処理は、これまで最終処分量の減少により計画の見直しが行われてきましたが、平成33年度で埋立を終了する計画となっています。今後も計画終了までの期間は、既存施設での埋立処理を継続していきます。

● 最終処分場の整備

既存施設の埋立終了に向け、新たな最終処分場の確保が必要となります。ごみの最終処分は、区域内（大田原市、那須町）での確保が必要となることから、那須地区広域行政事務組合、那須町と連携していきます。

第7節 その他の計画

1 ごみ適正処理の推進

(1) 住みよいまちづくりの推進

市民及び来訪者が快適に暮らすことができる「住みよいまち大田原」の実現に向け、市民、事業者との協働による「ごみのないきれいなまちづくり」を推進するために、「大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進します。

(2) 資源ごみ持ち去り防止対策

ごみステーションに排出された古紙、アルミ缶等の資源ごみを、市の委託業者以外の者が持ち去る行為を防ぎ、再生利用を推進します。また、広域クリーンセンター大田原のごみ処理に係る大切な財源でもあることから、資源ごみ回収量の確保と市民の行政に対する信頼を確保します。

現在、防止対策として啓発看板の設置、廃棄物監視指導員等による監視を行っており、今後も継続した持ち去り防止対策の強化を推進します。特に社会的な影響が大きく、悪質であると判断される場合は、必要に応じて関係機関との連携により対応していきます。

(3) 不法投棄防止対策

特定家庭用機器再商品化法の施行により、対象品目の処理に係る消費者の負担が増したことから、ごみの不法投棄が増加し、社会問題としても大きく取り上げられています。

このような不法投棄を防止するため、年末年始や引っ越し時期のように、ごみの量が多い時期を中心に、地域住民の協力を得ながら、市職員、廃棄物監視指導員及び廃棄物監視員による巡回パトロールを引き続き実施します。

また、不要となったテレビ等の廃家電製品が不法投棄されることのないよう、小売店等に回収依頼するよう市民に啓発を行います。

なお、土地等の管理や不法投棄されたものの処理については、市民、事業者、市又は県等がそれぞれの所有者の責任において役割分担していきます。



不法投棄の様子

(4) 不用品回収業者対策

近年、不用品回収業者が増加し、中には法外な料金を請求する業者と市民との間でトラブルが発生しています。

その対策として、家庭で不用となった粗大ごみは市又は許可業者に依頼することや、特定家庭用機器再商品化法等のリサイクル清掃事業に関する適正な情報を提供していきます。

(5) 医療廃棄物処理対策

医療廃棄物は、在宅医療に伴って発生する廃棄物と医療機関等から発生する廃棄物に分類されます。このうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物は一般廃棄物となります。

しかし、在宅医療で使用した注射針がごみとして排出されると、収集の際に針刺し事故等の危険性があるため、在宅医療で使用した注射針等は、医師会、獣医師会及び薬剤師会の協力のもと、特別管理一般廃棄物に準じて医療機関等で回収されています。市では、この回収システムをPRしていきます。

(6) 無許可運搬者への対応

一般廃棄物の収集運搬を行うにあたっては許可が必要です。許可のない業者が引っ越し時やハウスクリーニングの際に排出される家庭系ごみの処分やリフォーム工事の際に工事とは関係のない家財の処分を有償で請け負うことは、廃棄物処理法に抵触する恐れがあります。

家庭系ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知を行うとともに、違反行為を意図せず行っている業者には注意喚起や指導を行います。

また、悪質と判断される業者に対しては、法律などによる厳正な対応を含め、適正処理の推進を図ります。

(7) 資源ごみの適正処理

市では、循環型社会の形成に向け 17 分別によるごみ回収や小型家電リサイクル法に基づく回収体制の構築などの、様々な施策を実施してきました。この結果、市民のリサイクル意識が高揚し、成果を上げています。

しかし、ペットボトル等の資源ごみが海外輸出され不適正な最終処分が問題となっていることから、今後は、中間処理だけでなく最終処分後の資源ごみの用途にも市がより一層の責任を持ち、適正なりサイクル体制の構築に向けた施策を実施していきます。

(8) ごみ有料化の検討

ごみ処理の有料化については、国、県が導入を推進し、近隣市町においては既に指定袋へごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形で導入しています。ごみの発生抑制や資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減等の効果が期待されますが、不法投棄の増加、経済的弱者への負担増、野焼き等の不適正な処理の増加といった問題の発生が懸念されます。

現在、本市では処理料の上乗せはしていませんが、指定袋制の導入により、有料化に類似した効果は既に現れていると考えられるため、今後も費用対効果や導入済み近隣市町の状況についても分析しつつ検討していきます。

2 災害廃棄物対策

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「大田原市地域防災計画」に基づき、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とします。特に甚大な被害の場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定等」に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処します。



災害廃棄物仮置き場（東北地方太平洋沖地震）

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1 計画の周知

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進し本計画の目標を達成するためには、市民、事業者、市が協働で取り組んでいくことが必要です。そのため、本計画を広報やホームページ等により広く公開し、積極的な周知に努めます。

また、計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するために、市のごみ処理に関する最新情報を、市民、事業者、さらには許可業者に対して啓発に努めます。

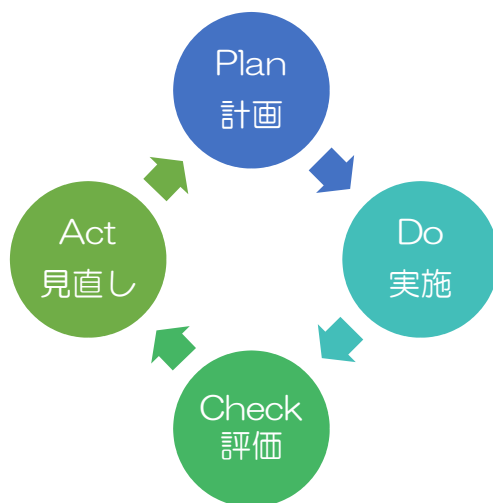
2 実施計画等の策定

本計画に掲げる目標の達成に向け、計画の方針や施策をより具体化した一般廃棄物処理実施計画を策定し推進していきます。また、資源ごみの分別収集については、分別収集計画を策定し推進します。

3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするためには、取組状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック、評価し、施策の改善を行うことが必要です。

そのため、本計画は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的な改善を図っていきます。



4 ごみ問題検討委員会

総合的なごみ処理行政のあり方について調査及び検討を行うため、市民、関係機関、学識経験者等により組織する大田原市ごみ問題検討委員会にて計画の進捗状況の検討を行います。

資料編

● 家庭ごみ及び事業系ごみの推移

本市の家庭系及び事業系のごみの過去5年間の推移は、次の表に示すとおりです。なお、資源ごみについては、按分した値となります。

《家庭系ごみ及び事業系ごみの推移》

項目	単位	平成 22 年度 (2011 年度)	平成 23 年度 (2012 年度)	平成 24 年度 (2013 年度)	平成 25 年度 (2014 年度)	平成 26 年度 (2015 年度)
ごみ排出量	t	25,708	24,137	24,381	24,218	24,417
家庭系ごみ						
もやせるごみ	t	14,340	13,065	13,765	13,939	14,236
もやせないごみ	t	334	331	278	320	328
粗大ごみ	t	362	440	477	447	390
資源ごみ※	t	4,252	4,385	4,079	3,943	3,887
その他	t	7	7	4	5	3
計		19,295	18,228	18,603	18,654	18,844
事業系ごみ						
もやせるごみ	t	5,985	5,481	5,480	5,288	5,252
もやせないごみ	t	120	71	74	96	107
粗大ごみ	t	238	281	167	124	148
資源ごみ	t	70	76	57	56	66
計		6,413	5,909	5,778	5,564	5,573

※ 集団回収、拠点回収を含む

●ごみ排出量の予測

1 予測方法

(1) 予測方法

計画の目標である一人1日当たりのごみ排出量、ごみ資源化率について、それぞれ過去5年間の実績値を用い予測し、さらに一人1日当たりのごみ排出量に将来人口を乗じたものを、ごみの総排出量とします。

(2) 予測計算式

将来人口については、大田原市人口ビジョンの将来推計を採用します。

一人1日当たりのごみ排出量及びごみ資源化率は、「ごみ処理施設構造指針解説（社団法人全国都市清掃会議）」に示された次の5つの方法により推計します。各方法により推計した結果の内、現状最終年度実績値（平成26年度）に最も近い結果となったものを採用することを基本とします。

ごみ排出量は、将来人口と一人1日当たりのごみ排出量を乗じて推計します。

①一次傾向線： $y=ax+b$

増加又は減少傾向がはっきり出る。ただし、実績に増減がある場合は、正確さが劣る。

②二次傾向線： $y=ax^2+bx+c$

実績が穏やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減量になる場合等は傾向が極端に出る。

③一次指数曲線： $y=a*\exp(bx)$

実績の増減値が等比級数的（ある程度極端な増減）な傾向がある場合は正確さがあり、これ以外では極端な傾向となる。

④べき乗曲線： $y=a*x^b$

初年度近辺の値に対して年数が増えるごとに、ある程度のべき係数（ b 乗）で増又は減を繰り返す式であり、比較的あてはまりがよい傾向にある。

⑤対数曲線： $y=a*\ln(x)+b$

過去の実績が直線的ではなく、増加または減少傾向が緩やかになっていくことが予測される場合に採用する。

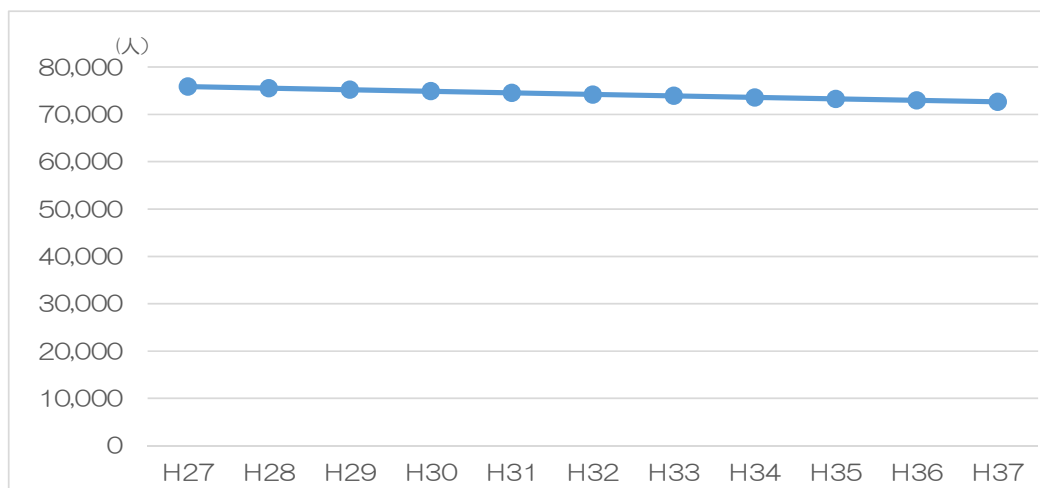
(3) 予測結果

○ 人口の予測結果

大田原市人口ビジョンの将来推計の平成 27 年（2015 年）、平成 32 年（2020 年）、平成 37 年（2025 年）を用い、直線で補完し各年の人口を推計しました。

《人口の予測結果》

年 度	人口（人）
平成 27 年度	75,896
平成 28 年度	75,529
平成 29 年度	75,206
平成 30 年度	74,883
平成 31 年度	74,561
平成 32 年度	74,148
平成 33 年度	73,915
平成 34 年度	73,592
平成 35 年度	73,270
平成 36 年度	72,947
平成 37 年度	72,669



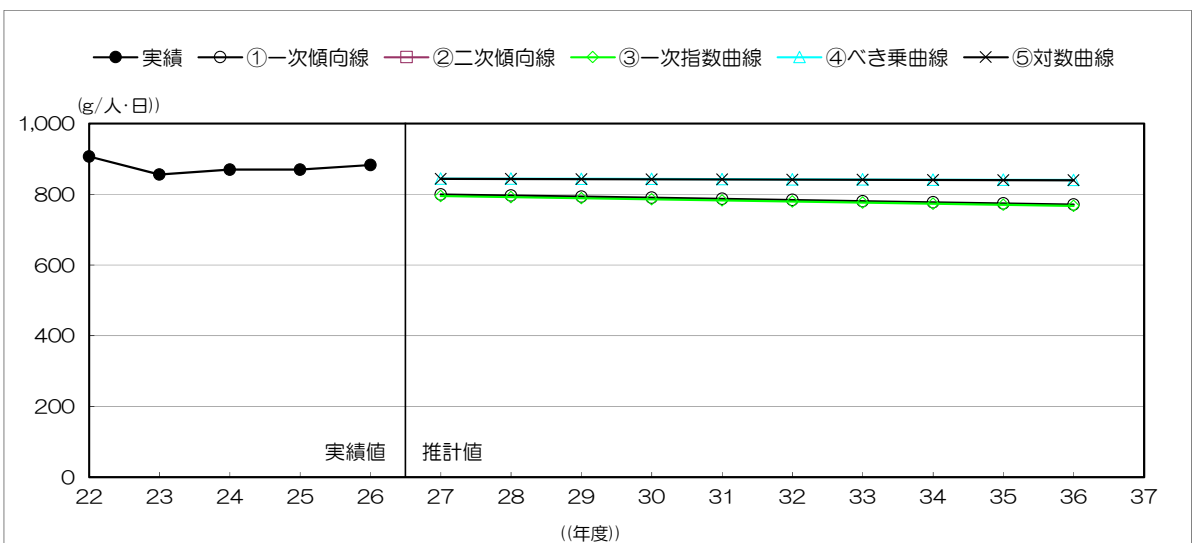
○ 一人1日当たりのごみ排出量の予測結果

平成22年度～平成26年度の一人1日当たりのごみ排出量は、僅かに減少傾向となっているため、②の二次傾向線を除いて減少傾向となっています。最終年度実績値（平成26年度）に最も近い④べき乗曲線を採用します。

《一人1日当たりのごみ排出量の予測結果》

年度	実績
22	907
23	854
24	870
25	870
26	883

	①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤対数曲線
	$y=ax+b$	$y=ax^2+bx+c$	$y=a*\exp(bx)$	$y=a*x^b$	$y=a*\ln(x)+b$
a=	-3.2	8,285.7	885.9	890.61	-14.07
b=	886.4	-52.914	-0.004	-0.016	890.27
c=		944.4			
差	99.0	6852.7	103.5	40.4	41.5
順位	3	5	4	1	2
				採用	
年度					
27	800.00	5,556.0	795.2	844.9	843.9
28	796.80	5,958.8	792.0	844.4	843.4
29	793.60	6,378.2	788.9	843.9	842.9
30	790.40	6,814.1	785.7	843.4	842.4
31	787.20	7,266.6	782.6	843.0	842.0
32	784.0	7,735.7	779.5	842.6	841.5
33	780.8	8,221.4	776.4	842.2	841.1
34	777.6	8,723.6	773.3	841.8	840.7
35	774.4	9,242.4	770.2	841.4	840.2
36	771.2	9,777.8	767.1	841.0	839.8
37	768.0	10,329.7	764.0	840.6	839.5



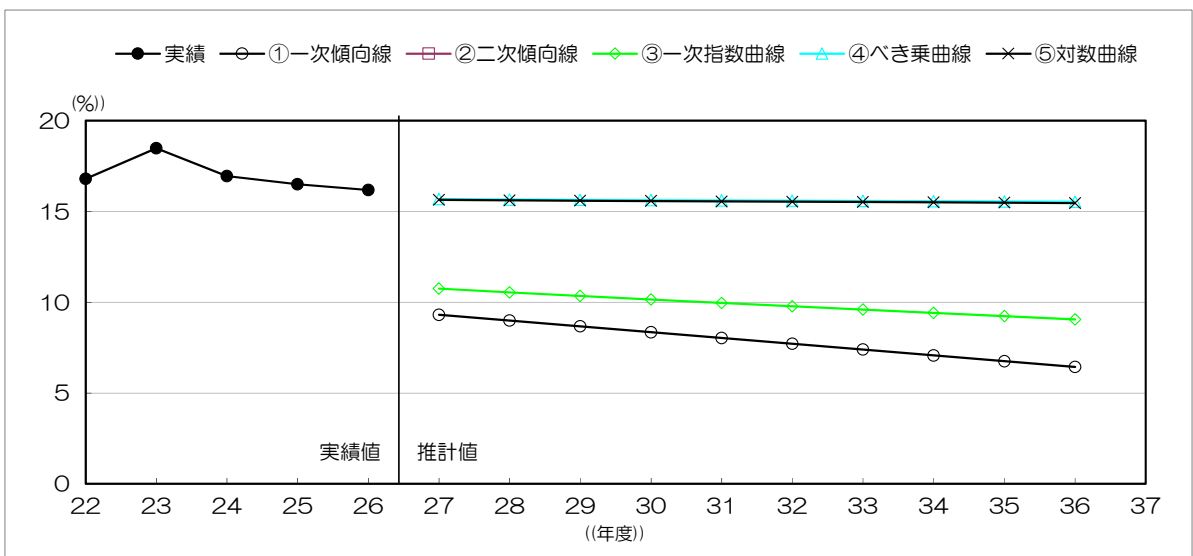
○ ごみ資源化率の予測結果

平成 22 年度～平成 26 年度のごみ資源化率は、僅かに減少傾向となっているため、すべての予測計算で減少傾向となっています。最終年度実績値（平成 26 年度）に最も近い④べき乗曲線を採用します。

《ごみ資源化率の予測結果》

年度	実績
22	16.81
23	18.48
24	16.96
25	16.51
26	16.19

	①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤対数曲線
	$y=ax+b$	$y=ax^2+bx+c$	$y=a*\exp(bx)$	$y=a*x^b$	$y=a*\ln(x)+b$
a=	-0.32	-0.2143	17.963	17.547	-0.582
b=	17.96	0.9657	-0.019	-0.034	17.558
c=		16.46			
差	8.5	188.3	6.4	0.6	0.6
順位	4	5	3	1	2
				採用	
年度					
27	9.32	-113.7	10.8	15.7	15.6
28	9.00	-124.5	10.6	15.7	15.6
29	8.68	-135.8	10.4	15.6	15.6
30	8.36	-147.4	10.2	15.6	15.6
31	8.04	-159.5	10.0	15.6	15.6
32	7.7	-172.1	9.8	15.6	15.5
33	7.4	-185.0	9.6	15.6	15.5
34	7.1	-198.4	9.4	15.6	15.5
35	6.8	-212.3	9.2	15.5	15.5
36	6.4	-226.5	9.1	15.5	15.5
37	6.1	-241.2	8.9	15.5	15.5

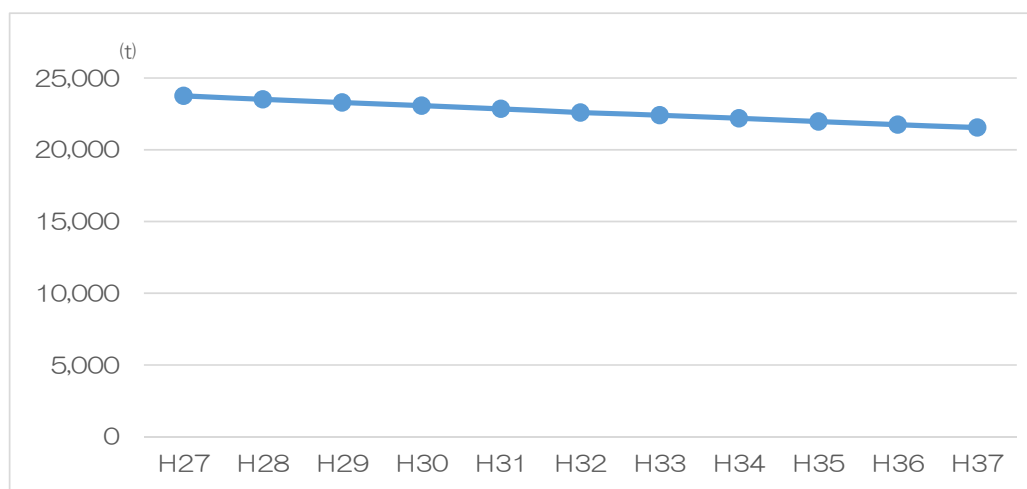


○ ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量は、将来人口及び一人 1 日当たりのごみ排出量とも減少するため、減少すると予測されます。

《ごみ排出量の予測結果》

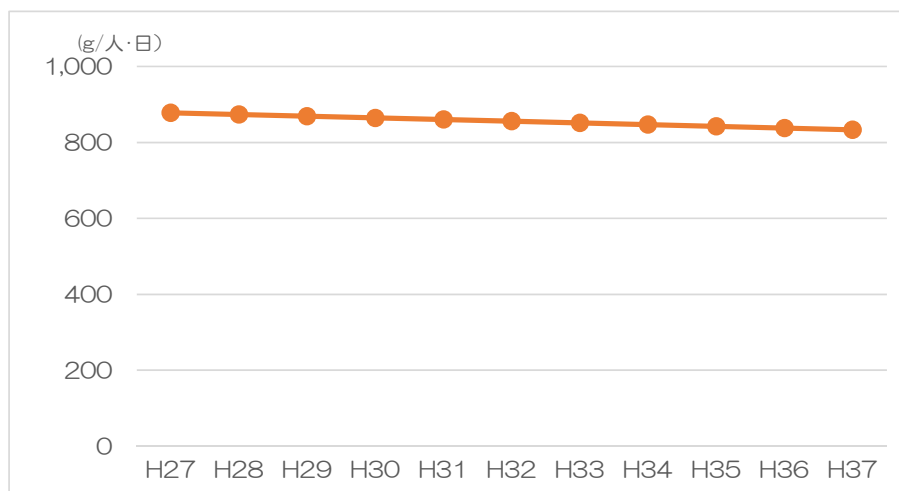
年 度	ごみ排出量 (t)
平成 27 年度	23,753
平成 28 年度	23,513
平成 29 年度	23,288
平成 30 年度	23,064
平成 31 年度	22,841
平成 32 年度	22,591
平成 33 年度	22,398
平成 34 年度	22,178
平成 35 年度	21,959
平成 36 年度	21,741
平成 37 年度	21,538



2 年度ごとの目標

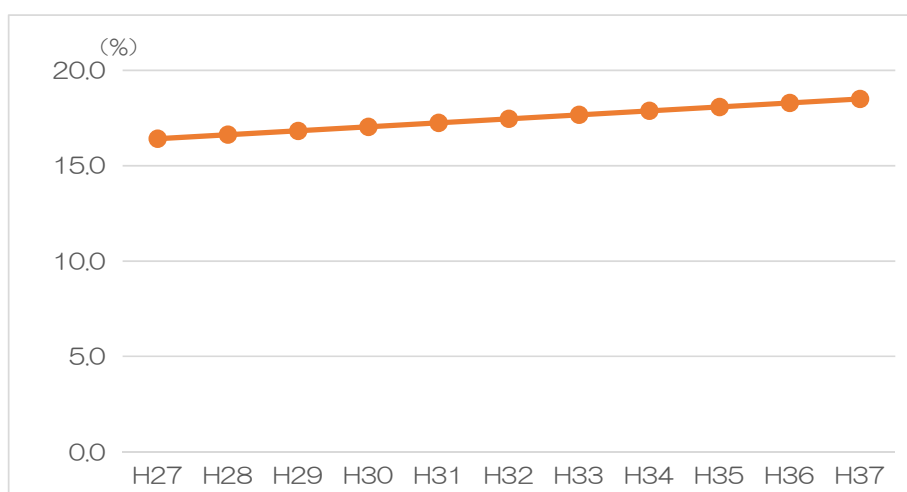
○ 一人1日当たりのごみ排出量

年 度	一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)
平成27年度	878
平成28年度	874
平成29年度	869
平成30年度	865
平成31年度	860
平成32年度	856
平成33年度	851
平成34年度	847
平成35年度	842
平成36年度	838
平成37年度	833



○ ごみ資源化率

年 度	ごみ資源化率 (%)
平成 27 年度	16.4
平成 28 年度	16.6
平成 29 年度	16.8
平成 30 年度	17.0
平成 31 年度	17.2
平成 32 年度	17.5
平成 33 年度	17.7
平成 34 年度	17.9
平成 35 年度	18.1
平成 36 年度	18.3
平成 37 年度	18.5



● 計画策定の経緯

◆ 計画策定の経過

平成 27 年 7 月 24 日	第 1 回 ごみ問題検討委員会 ○一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直しについて ○作業のスケジュール及び進め方について
平成 27 年 11 月 16 日	第 2 回 ごみ問題検討委員会 ○一般廃棄物処理基本計画〔ごみ編〕（素案）について
平成 27 年 12 月 28 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	パブリックコメントの意見募集
平成 28 年 2 月 2 日	第 3 回 ごみ問題検討委員会 ○一般廃棄物処理基本計画〔ごみ編〕（素案）について

●ごみ問題検討委員会

◆大田原市ごみ問題検討委員会運営要綱

(平成 3 年 5 月 1 日告示第 25 号)

改正 平成 17 年 9 月 30 日告示第 98 号 平成 19 年 3 月 30 日告示第 41 号
平成 20 年 3 月 28 日告示第 37 号 平成 23 年 3 月 31 日告示第 30 号
平成 25 年 3 月 29 日告示第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活水準の向上及び産業活動の変化等に伴い、質的に多様化し、増加の一途をたどっている一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の総合的なごみ処理行政のあり方について、調査及び検討を行うため、大田原市附属機関設置条例（平成 25 年条例第 24 号）第 2 条の規定に基づき設置された、大田原市ごみ問題検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

第 2 条 委員会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、本市のごみ処理行政に高い関心がある者で市民、関係機関、学識経験を有するもののうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、目的が達成されたときは委員会を解散することができる。

(所掌事務)

第 3 条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ごみの資源化、有効利用及び減量化に関すること。
- (2) ごみ処理行政のあり方
- (3) その他、ごみ問題について必要な事項

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 6 条 会長は、委員会において調査及び検討した事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日告示第 98 号）

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 41 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日告示第 37 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 30 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 65 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

◆大田原市ごみ問題検討委員会名簿

氏名	所属等	備考
渡邊 勝美	大田原市保健委員会会長	会長
岡本 憲一	大田原市保健委員会副会長	副会長
渋谷 仁一	大田原市区長連絡協議会副会長	
石塚 克巳	大田原市区長連絡協議会副会長	
矢澤 秀夫	大田原市市民生活部長	
菊池 恵子	大田原市くらしの会会長	
菊池 啓子	大田原市くらしの会	
樋口 文枝	大田原市くらしの会	
若目田芳子	こどもエコクラブ	
石崎 光江	大田原市農村生活研究グループ協議会会長	
桜岡 和子	那須野農協女性会大田原地区女性会	
松本 寿広	大田原市商店連盟会長	
佐藤 憲一	湯津上商工会会長	
植木 武	大田原市社会福祉協議会事務局長	
高久 洋樹	広域クリーンセンター大田原所長	



ごみ問題検討委員会

◆大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（案）の策定の報告

平成28年3月18日

大田原市長 津久井 富雄 様

大田原市ごみ問題検討委員会
会長 渡 邊 勝 美

大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（案）の策定について（報告）

この度、当委員会において今後の本市における廃棄物行政の指針としていただきたく、別添のとおり大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（案）を策定しましたので、今後の事業実施の基礎としていただきたくご報告いたします。

用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

か 行

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

略称で建設リサイクル法といわれ、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

さ 行

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」(「管理型最終処分場」と同様の構造)とに分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

事業者

商業、工業、農業、林業等です。

資源の有効な利用の促進に関する法律

略称で資源有効利用促進法といわれ、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策や、回収した製品からの部品等の再使用(リユース)対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

略称で小型家電リサイクル法といわれ、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

使用済自動車の再資源化等に関する法律

略称で自動車リサイクル法といわれ、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダースト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

略称で食品リサイクル法といわれ、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

水平リサイクル

品質の劣化を伴わず、同じものに再生するリサイクルのことです。

スラグ（溶融スラグ）

ごみの焼却灰等を 1200℃以上の高温で溶融して生成されるガラス状の固化物のことをいいます。土木・建設資材として活用されています。

た 行

厨芥ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

中間処理（施設）

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

低位発熱量

水分が蒸気（気体）のままである場合の発熱量で、実際に利用できる熱量にあたり真発熱量ともいわれています。

特定家庭用機器再商品化法

略称で家電リサイクル法といわれ、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB 使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ、廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

や 行

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

略称で容器包装リサイクル法といわれ、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ら 行

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

発 行 年 月：平成 28 年 3 月

編 集 / 発 行：大田原市市民生活部生活環境課

栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号

T E L 0287-23-8706

F A X 0287-23-8923

市ホームページ <http://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp